

イタリアにおける政党国庫補助関連法制 —2013 年緊急法律命令第 149 号を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 芦田 淳

目 次

はじめに

I 従来の政党国庫補助関連法制

- 1 1970 年代及び 1980 年代の動向
- 2 1990 年代の動向
- 3 2000 年以降の動向

II 2013 年命令の主な内容

- 1 国庫補助関連規定
- 2 透明性及び民主性の確保に向けた規定

III 政党に対する国庫補助等の現状

おわりに

翻訳：2013 年 12 月 28 日緊急法律命令第 149 号「直接的な公的資金提供の廃止、政党の透明性及び民主性に関する規定並びに政党への自発的寄附及び間接的寄附の規律」

キーワード：政治資金、選挙費用償還、間接的補助、規約、収支決算書、男女平等

要 旨

1970年代に導入された政党及び政治団体に対する直接的な国庫補助は、主として選挙費用に対する補助（又は償還）という形で行われ、2000年代初頭まで法改正のたびに増額されることが多かった。また、1990年代には、間接的な国庫補助として、政党等への献金について税額控除が認められるようになった。こうした状況に対して、2013年12月、直接的な国庫補助を廃止し、政党等に対する補助を、献金についての税額控除とともに、納税者による個人所得税の一部割当てを柱とするものに改める立法がなされた。個人所得税の一部割当ては、1997年にも類似した制度が短期間導入されたことがあったが、割当先の政党を選択できるようになった点が異なる。また、当該立法は、政党の透明性及び民主性を確保するために、規約や会計文書のインターネット上での公開等を義務付けている。

はじめに

本稿では、2013年12月28日緊急法律命令⁽¹⁾第149号「直接的な公的資金提供の廃止、政党の透明性及び民主性に関する規定並びに政党への自発的寄附及び間接的寄附の規律」⁽²⁾（以下「2013年命令」）を主として取り上げる。同命令は、政党への献金に対する優遇措置とともに、個人所得税額の0.2%を政党の資金に割り当てることを納税者に認めるものである。併せて、政党の透明性及び民主性を確保するための規定も設けられている。2013年命令は、制定後も改正が加えられながら⁽³⁾、現在の政党国庫補助関連法制の中心となっている。

以下、第Ⅰ章で2013年命令以前の政党国庫補助関連法制について整理し、第Ⅱ章で現行の2013年命令の主な内容を解説し、第Ⅲ章で2013年命令の下での主要政党の収入について確認する。併せて、制定後の改正を反映した2013年命令を訳出する。

Ⅰ 従来の政党国庫補助関連法制

1 1970年代及び1980年代の動向

(1) 選挙費用国庫補助及び一般的国庫補助の導入

第2次世界大戦後のイタリアにおいて、政党に対する国庫補助を初めて導入したのは、1974年5月2日法律第195号「政党の資金に対する国庫補助」⁽⁴⁾（以下「1974年法」）である⁽⁵⁾。同

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2024年11月1日、〔 〕は筆者による補記である。

(1) 緊急法律命令とは、緊急の必要がある非常の場合に政府が自らの責任において制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、国会により法律に転換されなければ失効する（憲法第77条第2項及び第3項）。

(2) D.L. 28 dicembre 2013, n.149, Abolizione del finanziamento pubblico diretto, disposizioni per la trasparenza e la democraticità dei partiti e disciplina della contribuzione volontaria e della contribuzione indiretta in loro favore (convertito con modificazioni dalla L. 21 febbraio 2014, n.13). 以下、法令の法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<https://www.normattiva.it>>）を参照した。

(3) 法律転換の際の修正のほか、2014年から2021年にかけて8回改正が行われている。

(4) L. 2 maggio 1974, n.195, Contributo dello Stato al finanziamento dei partiti politici.

(5) 以下、本節及び次節の記述は、主として芦田淳「近年におけるイタリア政党国庫補助—1997年第2号法律とその改正—」『レファレンス』No.586, 1999.11, pp.67-93に基づく。

法は、石油業界からの国会議員に対する贈賄事件を契機に、政治腐敗への対応策として導入され、①選挙費用に対する国庫補助と、②議会内の会派に対する一般的国庫補助⁽⁶⁾を定めていた。制定当初、①に関して、両議院選挙1回につき総額150億リラ⁽⁷⁾(約13億3150万円)、②に関して、年間で総額450億リラ(約36億9450万円)が配分された。①の配分は、下院選挙の3分の2を超える選挙区について候補者名簿を提出した政党であって、(a)少なくとも1選挙区(circonscrizione)で1議席を獲得し、かつ、全国で30万票以上の有効投票を獲得したものか、(b)全国で有効投票の2%⁽⁸⁾以上を獲得したものを対象として行われた。

(2) 国庫補助の拡大

1981年11月18日法律第659号「政党の資金に対する国家補助に関する1974年5月2日法律第195号の改正及び補完」⁽⁹⁾は、欧州議会及び州議会の選挙に対する選挙費用の国庫補助(それぞれ150億リラ、200億リラ(約16億4200万円))について定めるとともに、一般的国庫補助について1981年以降は828億8600万リラ(約68億494万円)に引き上げた。欧州議会選挙及び州議会選挙の選挙費用補助を受ける要件は、1名以上の当選者がいることとされた。さらに、1985年8月8日法律第413号「政党の負担した選挙費用に対する助成のための国庫補助の増額」⁽¹⁰⁾は、両議院選挙と欧州議会選挙に対する補助額を300億リラ(約24億6300万円)、州議会選挙に対する補助額を400億リラ(約32億8400万円)に増額した。

2 1990年代の動向

(1) 一般的国庫補助の廃止及び選挙費用国庫補助の要件見直し

1992年からの戦後最大規模の政治汚職摘発を背景に、一般的国庫補助は、1993年の国民投票により廃止された⁽¹¹⁾。他方、選挙費用補助に関しては、1993年12月10日法律第515号「下院選挙及び共和国上院選挙の選挙運動の規律」⁽¹²⁾(以下「1993年法」)により、上院選挙及び下院選挙を併せて、1600リラ(約131円)に直近の国政調査で得られる全人口の数を乗じて得られる額を総額とし、その上限を910億リラ(約74億7110万円)とする改正が行われた。上院選挙の場合、州単位で資金を配分するものとし、配分に参加できるのは、①当該州で1名以上の候補者を当選させた候補者団体又は②当該州で有効投票の5%以上を獲得した候補者団体のほか、いずれの候補者団体にも所属しない候補者については、③小選挙区で当選したもの又は④小選挙区で有効投票の15%以上を獲得したものとした⁽¹³⁾。また、下院選挙の場合、原

(6) なお、各議院規則に基づき各議院の予算から会派に支出される補助は、別途存在する。

(7) 1999年のユーロ導入に際して、公式に1ユーロは1,936.27リラに換算することとされた。そのため、後掲注(21)の換算レートと併せ、本稿では、1リラ=0.0821円として計算する。

(8) 1974年時点で直近の1972年下院選挙における有効投票数(33,403,548票)を基に計算すると、約67万票となる。数値に関しては、Ministero dell'Interno, Eligendo Archivio. <<https://elezionistorico.interno.gov.it/>>を参照した。

(9) L. 18 novembre 1981, n.659, Modifiche ed integrazioni alla legge 2 maggio 1974, n.195, sul contributo dello Stato al finanziamento dei partiti politici. 同法は、1979年欧州議会選挙及び1980年通常州議会選挙のために1980年に導入された選挙費用補助を恒久化するものであった。

(10) L. 8 agosto 1985, n.413, Aumento del contributo dello Stato a titolo di concorso nelle spese elettorali sostenute dai partiti politici.

(11) イタリアでは、法律又は法律的効力を有する行為の全部又は一部の廃止を決定するための国民投票が認められている(憲法第75条第1項)。1993年4月18日及び19日に行われた国民投票では、政党に対する一般的国庫補助の廃止に有効投票の90.3%が賛成した。

(12) L. 10 dicembre 1993, n.515, Disciplina delle campagne elettorali per l'elezione alla Camera dei deputati e al Senato della Repubblica.

(13) 1993年から2005年までの間、両議院について議員定数の75%を小選挙区制で選出し、25%を比例代表制で

則として、①比例区で有効投票の4%を超えた政党及び政治団体（以下「政党等」）又は②小選挙区で1名以上の当選者を得た政党等であって、全国で有効投票の3%以上を獲得したものに配分することとした。

(2) 個人所得税の一部割当ての導入

続いて、1997年1月2日法律第2号「政治団体又は政党に対する自発的寄附の規制に関する規範」⁽¹⁴⁾（以下「1997年法」）は、選挙費用補助とは別に、個人所得の申告時に、納税者が個人所得税額の0.4%を政党等の資金に割り当てることができる制度を導入した⁽¹⁵⁾。受領できるのは、各年の10月末に少なくとも1名の国会議員を有している政党等であった。ただし、現行制度が割当先を指定することができるのとは異なり、1997年法による制度は、割当時に特定の政党等を指定することができなかった。そのため、資金の配分は、政党等の間で、基本的に下院選挙の得票数に比例して配分された。

また、1997年法は、税制上の優遇措置として、政党等への50万（約4万1050円）～5000万リラ（約410万5000円）の献金について、その22%を税総額から控除すると定めた。

個人所得税の一部割当て及び献金に係る優遇措置それぞれの総額の上限は、年間で1100億リラ（約90億3100万円）及び500億リラ（約41億500万円）と定められた。

(3) 選挙費用の償還への一本化

しかし、個人所得税の割当てに係る制度は十分に機能せず、立法者は、同制度を廃止し、選挙費用の償還⁽¹⁶⁾額を引き上げることとした。そのために制定されたのが、1999年6月3日法律第157号「選挙及び国民投票の費用償還並びに政治団体及び政党に対する自発的寄附に関する規定の廃止に関する新規範」⁽¹⁷⁾（以下「1999年法」）である⁽¹⁸⁾。同法は、選挙費用の償還として、下院、上院、欧州議会及び州議会の4つの選挙それぞれについて、4,000リラ（約328円）に選挙人名簿登録者数を乗じた額⁽¹⁹⁾を任期（いずれも5年間）で分割して支給するものであった。償還の対象は1993年法等によるものとはほぼ同じであるが、下院選挙に関する要件のうち、「全国で有効投票の3%以上」という部分を「全国で有効投票の1%以上」に緩和した。

また、1999年法は、税制上の優遇措置に関しても、税総額から控除される献金の対象額を

選出する混合型選挙制度が適用された。それ以前は基本的に比例代表制、それ以降は基本的に多数派プレミアム付比例代表制（2017年まで）及び小選挙区比例代表混合制（2017年から）である。詳細については、差し当たり芦田淳「イタリア」大林啓吾・白水隆編『世界の選挙制度』三省堂、2018、pp.97-122を参照。1993年時点の上院選挙における候補者団体は、通常、政党又は複数の政党が連合したものであった。

(14) L. 2 gennaio 1997, n.2, Norme per la regolamentazione della contribuzione volontaria ai movimenti o partiti politici.

(15) なお、類似した制度として、納税者の選択に基づいて個人所得税額の0.8%を国家とカトリック教会の間で配分する制度が、1985年5月20日法律第222号「イタリアにおける教会の法人及び財産並びに教区において奉仕するカトリック聖職者の生計に関する規定」第47条により既に導入されていた。ただし、政党に対する割当てと異なり、個人所得税額の0.8%は全て配分の対象となり、配分比率は（選択を行った）納税者の選択結果に基づくものとされた。

(16) 「償還（rimborso）」とは「払戻し」の意味で、これ以降、関連法の中で「補助（contributo）」という語に代わって主に使用されている。

(17) L. 3 giugno 1999, n.157, Nuove norme in materia di rimborso delle spese per consultazioni elettorali e referendarie e abrogazione delle disposizioni concernenti la contribuzione volontaria ai movimenti e partiti politici.

(18) 1999年法により、1974年法の選挙費用に対する国庫補助に関連する規定も廃止された。

(19) 1999年時点で直近の1996年下院選挙に際しての選挙人数（48,846,238人）に基づき単純に計算すると、1年当たり約1560億リラ（約128億760万円）となる。なお、選挙人数については、Istituto Nazionale di Statistica, *Annuario statistico italiano 2013*, Roma: Istituto Nazionale di Statistica, 2013, p.280を参照した。後掲注(22)も同様である。

10 万（約 8,210 円）～ 2 億リラ（約 1642 万円）と改め、1997 年法に比してその幅を拡げた。

3 2000 年以降の動向

(1) 選挙費用償還の拡大

2002 年 7 月 26 日法律第 156 号「選挙〔費用〕償還に関する規定」⁽²⁰⁾（以下「2002 年法」）は、1999 年法を改め、下院、上院、欧州議会及び州議会の 4 つの各選挙について、1 ユーロ⁽²¹⁾に選挙人名簿登録者数を乗じた額を 1 年当たりの償還額⁽²²⁾とした。また、支給対象も、下院選挙に関して、小選挙区における当選を不要とするなど、単に全国で 1% を超えた有効投票を獲得した政党等と改め、従来より要件を緩和した。

(2) 選挙費用償還の縮小及びマッチング・ファンドの導入

こうして実質的に国庫補助が拡大された後、2008 年から 2012 年にかけて、償還された資金の不正流用等のスキャンダルが多発した⁽²³⁾。そこで、2012 年 7 月 6 日法律第 96 号「政党及び政治団体のための公的補助の削減に関する規範並びに政党及び政治団体の収支決算書の透明性及び監査を保障するための措置。政党及び政治団体の資金に関する法律の統一法⁽²⁴⁾の採択並びに税額控除に関する制度の調和に関する政府への委任」⁽²⁵⁾（以下「2012 年法」）は、1999 年法による選挙費用償還の年間支出額を 6370 万ユーロ（約 101 億 2830 万円）に固定するとともに、償還の対象となる要件を、上院選挙、下院選挙のそれぞれに関して、1 名以上の当選者がいることと改めた。また、償還とは別に、最大 2730 万ユーロ（約 43 億 4070 万円）をマッチング・ファンド⁽²⁶⁾により配分することとした。マッチング・ファンドによる補助は、政党等に対して、年間の党費又は献金により集めた金額の半額を与えるもので、国庫補助を政党等の自己資金力に対応させる目的を有していた。ただし、補助額の決定において、各人の党費及び献金の合計で年間 1 万ユーロ（約 159 万円）を超える部分は算入しないものとされた。マッチング・ファンドによる補助の対象は、①下院選挙において有効投票の 2% 以上を獲得した政党等又は②上院選挙、下院選挙、欧州議会選挙、州議会選挙において当選者を 1 名以上獲得した政党等であった。なお、選挙費用償還とマッチング・ファンドによる補助の合計 9100 万ユーロ（約 144 億 6900 万円）は、2002 年に引き上げられた選挙費用償還額をほぼ半減するものであった。

また、2012 年法は、税制上の優遇措置に関して、政党等への 50（約 7,950 円）～ 1 万ユーロの献金について、2013 年度はその 24%、2014 年度以降はその 26% を税総額から控除すると改め、控除の割合を引き上げた。その規模は、総額で 610 万ユーロ（約 9 億 6990 万円）と推

(20) L. 26 luglio 2002, n.156, Disposizioni in materia di rimborsi elettorali.

(21) 1 ユーロは、約 159 円（令和 6 年 11 月分報告省令レート）。

(22) 2002 年時点で直近の 2001 年下院選挙に際しての選挙人数（49,358,947 人）に基づき単純に計算すると、1 年当たり約 1 億 9744 万ユーロ（約 313 億 9296 万円）となる。

(23) 以下、本項の一部の記述は、芦田淳「海外法律情報 イタリア 政党国庫補助の抑制と透明性向上の試み」『論究ジュリスト』No.4, 2013. 冬, pp.102-103 に基づく。

(24) 統一法（testo unico）とは、一般に法典（codice）ほど体系化されていないが、特定の事項に関係する従来の法令を相互に調整し、1 件に統合したものをいう。

(25) L. 6 luglio 2012, n.96, Norme in materia di riduzione dei contributi pubblici in favore dei partiti e dei movimenti politici, nonché misure per garantire la trasparenza e i controlli dei rendiconti dei medesimi. Delega al Governo per l'adozione di un testo unico delle leggi concernenti il finanziamento dei partiti e dei movimenti politici e per l'armonizzazione del regime relativo alle detrazioni fiscali.

(26) マッチング・ファンドとは、政党等が集めた献金等の金額に応じて、補助金が支払われる制度である。

定されていた。

しかし、改革はこれにとどまらず、レッタ（Enrico Letta）政権は、国の深刻な経済事情に加え、政党の資金調達において市民が中心的な役割を果たす、納税者の自由な選択に基づく制度への移行が不可避であるとして、2013 年命令を制定するに至った。2013 年命令は制定当初は 19 か条（現在は 23 か条）から成り、施行日は官報に掲載された日（2013 年 12 月 28 日）とされた（第 19 条⁽²⁷⁾）。また、その構成は、第 1 章「一般規定」（第 1 条）、第 2 章「内部民主主義、透明性及び監査」（第 2 条～第 9 条）、第 3 章「自発的寄附及び間接的寄附の規律」（第 10 条～第 13 条）、第 4 章「経過規定及び末尾規定」（第 13 条の 2～第 19 条）となっている。

Ⅱ 2013 年命令の主な内容

1 国庫補助関連規定

(1) 直接的な国庫補助の廃止（第 1 条等）

2013 年命令は、2012 年法等に基づいて行われてきた政党等に対する選挙費用償還及びマッチング・ファンドによる補助を廃止した（第 1 条）。当該償還等は、2014 年度から段階的に減額され⁽²⁸⁾、2017 年度から完全に廃止された（第 14 条）。

(2) 間接的な国庫補助に係る規制

(i) 個人所得税額の 0.2% の割当て（第 12 条等）

2013 年命令は、2014 年度から、政党に寄附しようとする者が、毎年の個人所得の申告に際して、個人所得税額の 0.2% を自らの選択した政党（ただし、1 政党に限る。）に割り当てることのできる制度を導入した（第 12 条）⁽²⁹⁾。割り当てられた額について、翌年の 8 月末までに総額の 40% が支払われ、残りの額が同年末までに支払われる。この自発的寄附の総額は、年間 2510 万ユーロ（約 39 億 9090 万円）を上限とする（同条）。

政党が割当てに参加するためには、全国登録簿（後述）に記載されており、かつ、直近の上院、下院又は欧州議会の選挙において、その候補者が当選しているなど、所属議員に関する要件を満たさなければならない（第 10 条）。登録のため、政党の法的な代表者は、「政党の規約の保障並びに収支決算書の透明性及び監査のための委員会」⁽³⁰⁾（以下「保障・監査委員会」）に対して、規約の公正謄本を提出しなければならない（第 4 条）。同委員会は、規約に所定の事項が含まれていることを確認し、問題がなければ、その管理する全国登録簿への登録を行う（同条）。

実際の個人所得税の一部割当ての総額は、導入当初から見れば大幅に上昇しており（表 1 及び図 1 参照）、2023 年申告分は約 174 万 5000 人（納税者の約 4.2%）が割当てを行い、2405 万

(27) 以下、括弧内の条名は、原則として 2013 年命令のものである。

(28) 2014 年度は 25%、2015 年度は 50%、2016 年度は 75% を削減した額とされた。

(29) 現在は、政党に対する個人所得税額の 0.2% の割当て、前掲注 (15) で述べた国家及びカトリック教会に対する同 0.8% の割当てのほか、公益法人等に対して同 0.5% の割当てを選択することができる。0.5% の割当ては、2005 年 12 月 23 日法律第 266 号「国家の年度予算及び複数年度予算の形成に関する規定（2006 年財政法）」第 1 条第 337 項～第 340 項に基づく。

(30) 2012 年法第 9 条第 3 項に基づいて設置された委員会で、5 名の委員から構成される。委員は、破棄院（Corte Suprema di Cassazione）院長が 1 名、国務院院長が 1 名、会計検査院院長が 3 名を指名する。委員の任期は 4 年で、1 回に限り再任されることができる。なお、破棄院は民事事件及び刑事事件を管轄する最上級裁判所、国務院は行政事件を管轄する最上級裁判所、会計検査院は憲法第 103 条第 2 項に基づき会計事件を管轄する裁判所である。

8168 ユーロ（約 38 億 2525 万円）となった⁽³¹⁾。これは、2013 年命令で設定された上限に近い値となっている。なお、政党別に見ると、割当額の第 1 位は常に中道左派の民主党となっている。他方、中道右派連合内部では、その支持率とともに直近 5 年間で、「同盟」が割当額を減少させる一方、「イタリアの同胞」が割当額を約 4 倍に増加させている。

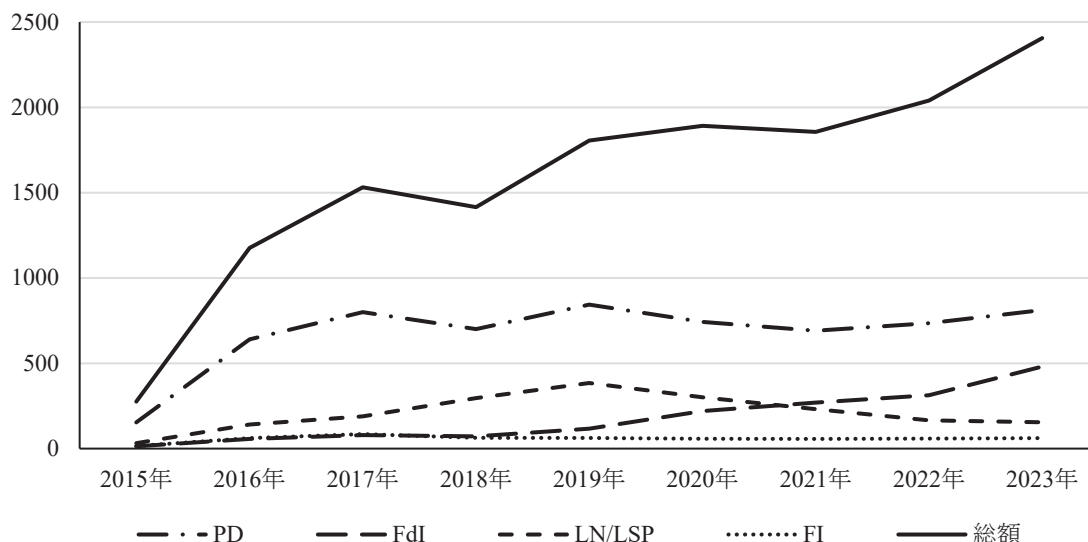
表 1 個人所得税の一部割当額の推移（2015～2023 年）

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
PD	1,536,911	6,401,481	7,999,885	7,002,826	8,437,932	7,428,817	6,907,837	7,346,785	8,118,192
FdI	135,494	569,865	789,937	720,437	1,168,061	2,196,866	2,697,915	3,132,360	4,807,551
LN/LSP	318,119	1,411,007	1,894,085	2,962,568	3,844,176	3,004,928	2,308,027	1,651,919	1,545,979
M5S	-	-	-	-	-	-	-	-	1,853,949
FI	151,993	615,761	850,392	637,130	623,076	575,438	563,518	581,373	618,377
Az	-	-	-	-	-	725,911	882,093	1,256,466	1,039,313
IV	-	-	-	-	-	725,859	807,964	973,345	1,135,044
その他	611,058	2,765,113	3,780,990	2,825,204	3,980,419	4,255,441	4,390,529	5,460,560	4,939,763
計	2,753,575	11,763,227	15,315,289	14,148,165	18,053,664	18,913,260	18,557,883	20,402,808	24,058,168

（注）単位はユーロ。本表で用いる政党の略称は、次のとおりである。民主党：PD、イタリアの同胞：FdI、北部同盟：LN、同盟：LSP、5 つ星運動：M5S、フォルツァ・イタリア：FI、行動：Az、イタリア・ヴィヴァ：IV。「LN/LSP」の欄は、北部同盟から同盟が分かれた 2018 年分以降、北部同盟と同盟の割当額を合計している。また、表中の「-」は、受給を拒否していたか又は結党前であったために割当額がないことを示す。「その他」に含まれる政党は、各年 20 程度である。

（出典）“Analisi statistiche - Due per mille.” Ministero dell'Economia e delle Finanze website <<https://www1.finanze.gov.it/finanze/2xmille/public/index.php?tree=2023AADUEXM0101>> を基に筆者作成。

図 1 個人所得税の一部割当額の推移（2015 年～2023 年）（部分）



（注）単位は万ユーロ。「LN/LSP」は、北部同盟から同盟が分かれた 2018 年分以降、北部同盟と同盟の割当額を合計している。また、推移を分かりやすくするため、受給額の多寡にも鑑み、表 1 の「その他」及び途中から受給するようになった政党については記載を省略した。

（出典）“Analisi statistiche - Due per mille.” Ministero dell'Economia e delle Finanze website <<https://www1.finanze.gov.it/finanze/2xmille/public/index.php?tree=2023AADUEXM0101>> を基に筆者作成。

(31) “Analisi statistiche - Due per mille.” Ministero dell'Economia e delle Finanze website <<https://www1.finanze.gov.it/finanze/2xmille/public/index.php?tree=2023AADUEXM0101>>

(ii) 税制上の優遇措置（第 11 条等）

2014 年度から、対象となる献金額の幅を拡げ、政党への年間 30（約 4,770 円）～ 3 万ユーロ（約 477 万円）の献金について、その 26% 相当額が所得税総額から控除される（第 11 条）。その規模は、総額で年間 1565 万ユーロ（約 24 億 8835 万円）と推定されている（同条）。控除対象となる政党の要件は、(i) の場合とほぼ同じである（第 10 条）⁽³²⁾。献金の額に関して、個人の場合は 1 政党当たり、法人等の場合は総額で、年間 10 万ユーロ（約 1590 万円）を超えることはできない（同条）。なお、2013 年命令の法律転換に際して、上院は、年間 30～2 万ユーロ（約 318 万円）の献金については控除額を 37% とし、2 万 1～7 万ユーロ（約 1113 万円）の献金については控除額を 26% とする制定時の規定を、現行のとおり改めた。

2 透明性及び民主性の確保に向けた規定

(1) 規約の内容（第 3 条）

規約には、名称とともに政党を認識するために不可欠な要素である象徴（シンボル）が記載されていなければならない（図 2 参照）。規約は憲法及び EU 法に従うものとし、次の事項の記載が求められる。①本部の住所、②議決機関、執行機関及び監査機関並びに法的な代表者、③総会の頻度、④議決の手続、⑤党員の権利及び義務並びに「懲戒処分の審査等を行う」関連保障機関、⑥少数派の参加促進のための基準、⑦男女平等を推進するための手続、⑧政党の地域支部の解散等に関する手続、⑨各地域支部に資産が確保される基準、⑩党員に対する懲戒処分及びこれに関連する手続、⑪選挙の候補者の選出方式、⑫規約、象徴及び名称の変更手続、⑬財務及び資産の管理に責任を負う機関並びに収支決算書の承認の権限を有する機関、⑭透明性を確保するための規則。

図 2 規約に記載された象徴の例（「イタリアの同胞」）



（出典）“Statuto.” Fratelli d'Italia website <https://www.fratelli-italia.it/wp-content/uploads/2024/04/Statuto_registrato_il_31.10.19.pdf>

(2) インターネットを介した情報提供（第 5 条）

政党は、インターネットサイト（以下「サイト」）の開設が求められている。当該サイトは、アクセスのしやすさ、情報の完全性、信頼性、使いやすさといった要件を満たし、かつ、政党

(32) 2024 年において実際に、献金に対する控除が認められている政党と、個人所得税額の 0.2% の割当てが認められている政党は、全く同じである。Deliberazione 21 dicembre 2023, n.7/Ben. <https://www.parlamento.it/application/xmanager/projects/parlamento/file/repository/07-BEN._-Deliberazione_21_dicembre_2023_n_7-Ben.pdf> なお、2013 年命令の制定当初は、それぞれの要件が書き分けられていたが、法律転換の際の修正により、当該政党が国会に代表者を有することが必須となったため、書き分けが実質的な意味をほぼ成さなくなった。詳細については、翻訳部分の注 (32) を参照のこと。

の機関、内部での活動及び会計などに関する情報を提供するものでなければならない⁽³³⁾。

政党は、毎年7月15日までに、①保障・監査委員会による確認等を経た規約、②運営に関する報告書及び注記書類を添付した年度収支決算書、③該当する場合には監査人又は監査法人の報告書並びに④政党の権限ある機関による収支決算書の承認記録を、自らのサイトで公表しなければならない。これらの公表された文書は、両議院議長に通知され、国会の公式サイトにも掲載される。また、全国登録簿に記載された政党の法的な代表者は、当該政党に年度当たり500ユーロ（約7万9500円）⁽³⁴⁾を超える寄附を行った主体の一覧表を下院議長事務局に提出しなければならない。この義務に違反した場合又は虚偽の申告を行った場合には、申告しなかった額の2倍から6倍の罰金及び公職の一時停止（1～5年）により処罰される。寄附を行った主体の一覧表及び関連する金額は、政党のサイト及び国会の公式サイトで公表される。これらのサイトに公表する義務を遵守するに当たり、関係者の明示的な同意は必要ではない。このほか、国会議員等に対して、直接に又は自らを支援するために設立された団体を通じて、年度当たり500ユーロを超える寄附として受け取った金額の情報を、資産及び収入の申告書に添付することを義務付けた。当該情報も、資産及び収入の申告とともに、各団体のサイト及び国会の公式サイトに掲載される。

(3) 収支決算書の外部認証（第7条）

全国登録簿に記載された政党は、その会計及び財務の管理の監査に際して、所定の要件を満たす外部の監査法人を利用しなければならない。全国登録簿に記載された政党の州支部であって、運営、財務及び会計の自律性を有し、前年度に総額15万ユーロ（約2385万円）以上の収入を得たものについても、2014年度から外部認証を受けることが義務付けられている。

(4) 収支決算書の監査（第8条）

政党の収支決算書及びその附属書類の規則性及び法律への適合性並びに2013年命令に定める透明性及び公開性についての義務の遵守に関する監査は、保障・監査委員会が行う。収支決算書の外部認証に関する規定に違反し、かつ、所定の期間内に違反が是正されない場合、同委員会は、次の課税期間について、当該政党を全国登録簿から削除する。また、同委員会は、規約等を期限内に自らのサイトに公表しなかった政党を対象に、過料として、当該政党に支払われる個人所得税の0.2%の割当額の3分の1を減額する。さらに、年度収支決算書におけるデータの不記載等、提出文書の内容又は形式に関する不備に応じて、同委員会は、過料として、当該政党に支払われる個人所得税の0.2%の割当額をその3分の1又は20分の1を上限としてそれぞれ減額す

(33) 以上の義務は、財団、協会及び団体であって、①その構成の全部又は一部が政党等の議決によって決定される管理機関を有するもの、②その管理機関の構成の3分の1以上が政党の構成員等で占められているもの、③政党等のために年度当たり5,000ユーロ（約7万9,500円）以上の資金提供等を行うものにも課せられる。

(34) 2013年命令の制定時、この金額は年度当たり5,000ユーロとされていたが、2019年1月9日法律第3号「行政に対する犯罪に対処するための措置、犯罪の時効に関する措置並びに政党及び政治団体の透明性に関する措置」（以下「2019年法」）により、500ユーロ（約7万9,500円）に引き下げられた。2019年法制定の背景として、2018年6月、イタリアは、「腐敗防止諸国グループ（Groupe d'Etats contre la corruption: GRECO）」から、政党の資金調達に関する情報公開についての勧告（2012年3月）に効果的に対応するのに、2013年命令等による措置が不十分であるとの評価を受けていた。Third Evaluation Round, Addendum to the Second Compliance Report on Italy, “Incriminations (ETS 173 and 191, GPC 2)”, “Transparency of Party Funding”, adopted by GRECO at its 80th Plenary Meeting (Strasbourg, 18-22 June 2018), 2018.6.29. <https://search.coe.int/human_rights_and_rule_of_law?i=09000016808b7947> なお、腐敗防止諸国グループは、1999年に欧州評議会によって設立され、同評議会の腐敗防止基準の加盟国による遵守状況を監視することをその目的としている。“What is GRECO?” Group of States against Corruption website <<https://www.coe.int/en/web/greco/about-greco>>

る（ただし、減額の総額が当該割当額の3分の2を超えることはできない。）。個人所得税の0.2%の割当額を既に受領しており、かつ、新たに受領する権利を持たない政党によって、上述した過料の対象となる行為が行われた場合、保障・監査委員会は、当該政党が前年度に配分された個人所得税の0.2%の割当額の3分の2を上限として、過料を（減額ではなく）直接科すものとする。

(5) 公選職に対する男女の平等なアクセス（第9条）

国会又はイタリア選出の欧州議会議員の各選挙における政党の候補者総数において、両性のうち一方が40%に満たない場合、個人所得税の0.2%の割当額は、40%と少ない方の性別の候補者の割合との差1ポイントにつき、0.5%に相当する割合を減額するものとし、減額の上限は10%とする。また、個人所得税の0.2%の割当額の少なくとも10%を、女性の政治への積極的な参加を増進することを目的とした取組に用いなかった政党に対して、当該割当額の5分の1に相当する過料を科す。

Ⅲ 政党に対する国庫補助等の現状

Ⅱ 1(2) で述べたとおり、2013 年命令の下、政党等に対する国庫補助は、個人所得税の一部割当て又は献金に対する優遇措置を通じて行われている。こうした補助を始めとした主要政党の直近の収入の内訳は、表2のとおりである。政党によってその比率は様々であるものの⁽³⁵⁾、全体としては、おおよそ個人所得税の一部割当てが収入の45%程度、寄附が同じく40%程度（そのうち自然人によるものが36%程度）を占めていることが分かる。

表2 主要政党の収入（2023 年）

	年間党費	個人所得税 の割当て	献金等				計	出版活動、催 物その他活動 による収益	その他	計
			自然人から の献金	法人からの 献金	協会及び政 党等からの 献金	現物による 贈与				
PD	609,127	8,118,192	1,846,250	25,873	981	-	1,873,104	0	95,319	10,695,742
FdI	2,878,980	4,807,551	3,900,168	81,800	0	-	3,981,968	39,000	-	11,707,500
LSP	58,624	1,106,828	3,544,689	973,650	0	-	4,518,339	32,913	-	5,716,704
M5S	0	1,853,949	3,227,580	0	14,701	-	3,242,281	0	-	5,096,230
FI	1,356,066	618,377	1,352,344	627,628	21,520	-	2,001,492	462,238	-	4,438,173
Az	255,780	1,039,313	421,243	109,200	10,000	2,000	542,443	78,200	-	1,915,736
IV	258,861	1,135,044	442,930	54,000	-	-	496,930	4,960	-	1,895,795
計	5,417,438	18,679,254	14,735,204	1,872,151	47,202	2,000	16,656,557	617,311	95,319	41,465,880

(注) 単位はユーロ。本表で用いる政党の略称は、次のとおりである。民主党：PD、イタリアの同胞：FdI、同盟：LSP、5つ星運動：M5S、フォルツァ・イタリア：FI、行動：Az、イタリア・ヴィヴァ：IV。表中の「-」は、当該収支決算書に項目自体がないことを示す。なお、「イタリアの同胞」の収支決算書の数値は、完全には合致しない箇所がある。また、合計額は、表に掲げた主要政党の合計額であることに注意が必要である。

(出典) “Rendiconto dell’esercizio chiuso al 31/12/2023: Relazione del tesoriere sulla gestione.” Partito democratico website <<https://partitodemocratico.it/wp-content/uploads/2024/07/Relazione-Tesoriere-2023.pdf>>; “Rendiconto d’esercizio al 31/12/2023.” Fratelli d’Italia website <<https://www.fratelli-italia.it/wp-content/uploads/2024/06/Rendiconto-desercizio-al-31-12-2023.pdf>>; “Rendiconto di gestione al 31 dicembre 2023.” Lega per Salvini Premier website <https://static.legasonline.it/files/trasparenza/rendiconto_2023/Rendiconto_gestione_2023_Lega_per_Salvini_Premier.pdf>; “Rendiconto dell’esercizio chiuso al 31/12/2023.” Movimento 5 Stelle website <<https://www.movimento5stelle.eu/wp-content/uploads/2024/07/Associazione-Movimento5stelle-2017-Fascicolo-Rendiconto-2023.pdf>>; “Rendiconto del movimento politico Forza Italia esercizio 2023.” Forza Italia website <https://forzaitalia.it/wp-content/uploads/2024/07/1-FI_Rendiconto_dell_esercizio_2023.pdf>; “Rendiconto al 31/12/2023.” Azione website <<https://www.azione.it/wp-content/uploads/2024/07/RENDICONTO-2023.pdf>>; “Rendiconto dell’esercizio chiuso al 31/12/2023.” Italia Viva website <https://drive.google.com/drive/folders/15fsN35Pc56MRKpwYYMcIdlrhXAV2xuvv?usp=share_link> を基に筆者作成。

おわりに

2013 年命令は、1974 年から継続してきた政党に対する直接的な国庫補助を廃止し、間接的な国庫補助のみに改めるものであった。そこで想定された後者の総額についても、それまでの補助額に比べれば抑制されたものといえることができる⁽³⁶⁾。また、2013 年命令は、政党内部の透明性及び民主性を確保するべく、規約や会計文書のインターネット上での公開を推進する内容となっており、制定後の改正によっても透明性の向上が図られている。イタリアにおける政党に対する国庫補助に関する法的枠組みは、従来の一時期に比べれば現在安定しているが、一部見直しの議論もあり⁽³⁷⁾、今後も引き続きその動向を注視していく必要があるだろう。さらに我が国にとっても、個人を主体にした間接的な国庫補助の在り方は、一定の示唆を与えるものと考えられる。

(あしだ じゅん)

(35) 同様に 2022 年から 2019 年までの収支決算書も併せて検討すると、個人所得税の一部割当ての全収入に占める割合が高いのが民主党である (71.5%)。これに対して、イタリアの同胞は中程度で (44.3%)、同盟やフォルツァ・イタリアは低くなっている (それぞれ 23.7%、17.6%)。各収支決算書については、次のサイトを参照した。“TRASPARENZA: Un valore e una pratica del PD.” Partito democratico website <<https://partitodemocratico.it/trasparenza/>>; “Bilanci.” Fratelli d’Italia website <<https://www.fratelli-italia.it/bilanci/>>; “Bilanci.” Lega per Salvini Premier website <<https://legaonline.it/bilanci/>>; “Rendiconti.” Forza Italia website <<https://forzaitalia.it/rendiconti/>> なお、5 つ星運動は、2022 年まで当該割当てを受給していなかった (表 1 参照)。

(36) 2012 年法による直接的な国庫補助の総額と間接的な国庫補助の想定控除額の合計が 9710 万ユーロ (約 154 億 3890 万円) であったのに対して、2013 年命令による間接的な国庫補助の上限額は 4075 万ユーロ (約 64 億 7925 万円) である。

(37) 例えば、2022 年 10 月、法人等による献金の年間上限額を 10 万ユーロ (約 1590 万円) から 5 万ユーロ (約 795 万円) に下げる一方で、個人所得税額の 0.2% の割当てに基づく自発的寄附の総額の上限を 4510 万ユーロ (約 71 億 7090 万円) に引き上げる法律案 (A.S. n.207, XIX Legislatura. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01361511.pdf>>) が民主党から提出されている (2024 年 10 月時点で未成立)。また、この法律案は、政党等に関する規定の統一法の採択を政府に委任する内容も含んでいる。こうした政党等 (又は政党等に対する補助) に関する現行規定を統合した立法を行うよう政府に委任する規定は、1999 年法、2012 年法及び 2019 年法にも見られるが実現していない。なお、イタリアでは、政府が法律の委任に基づき、法律と同じ効力を持つ命令を制定することができる。

2013 年 12 月 28 日緊急法律命令第 149 号
「直接的な公的資金提供の廃止、政党の透明性及び民主性に関する規定
並びに政党への自発的寄附及び間接的寄附の規律」

DECRETO-LEGGE 28 dicembre 2013, n.149,

Abolizione del finanziamento pubblico diretto, disposizioni per la trasparenza e la democraticità dei partiti e disciplina della contribuzione volontaria e della contribuzione indiretta in loro favore.

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 芦田 淳訳

【目次】

- 第 1 章 一般規定
- 第 2 章 内部民主主義、透明性及び監査
- 第 3 章 自発的寄附及び間接的寄附の規律
- 第 4 章 経過規定及び末尾規定

第 1 章 一般規定

第 1 条 公的資金提供の廃止及び目的

1. 第 14 条の規定に基づき、選挙費用の償還及び政治活動のために共同資金として提供される公的補助は廃止する。
2. この命令は、この命令が定める透明性及び民主性の要件を満たす政党を支持する市民の選択に基づく、税制上優遇を受ける自発的寄附及び間接的寄附の形式にアクセスするための手続を規律する。

第 2 章 内部民主主義、透明性及び監査

第 2 条 政党

1. 政党は、市民がそれを通じて民主的な方法により国の政策の決定に協力する自由な結社である。

* この翻訳は、“DECRETO-LEGGE 28 dicembre 2013, n.149, Abolizione del finanziamento pubblico diretto, disposizioni per la trasparenza e la democraticità dei partiti e disciplina della contribuzione volontaria e della contribuzione indiretta in loro favore.”（脚注では、以下「2013 年命令」）を訳出したものである（最終改正は 2021 年 12 月）。緊急法律命令とは、緊急の必要がある非常の場合に政府が自らの責任において制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後 60 日以内に、国会により法律に転換されなければ失効する（憲法第 77 条第 2 項及び第 3 項）。訳文中 [] は訳者が原語又は訳文を補記したものであり、脚注は全て訳者によるものである。以下、法令の法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<https://www.normattiva.it/>>）を参照した。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 11 月 1 日である。

2. 憲法第 49 条⁽¹⁾に基づく民主的な方法の遵守は、この命令の規定の遵守によっても保障される。

第3条 規約

1. この命令に定める便益を利用しようとする政党は、その規約を公正証書として作成しなければならない。規約には、名称とともに政党を認識するための不可欠な要素である象徴 [simbolo] が記載される。象徴は、図版の形で添付することもできる。政党の象徴及び名称は、たとえ略称であっても、既存の他の政党のものと明確に区別できなければならない。
2. 規約は、憲法及び欧州連合の法秩序に従い、次の事項を示すものとする。
 - 0a) 国内にある本部の住所
 - a) 議決機関、執行機関及び監査機関の数、構成及び権限、当該機関の選出方法、関連する職の任期並びに法的な代表を委ねられた機関又は者⁽²⁾
 - b) 全国会議又は全体会議の開催頻度
 - c) 政党を拘束する行為の承認に必要な手続
 - d) 党員の権利及び義務並びに「懲戒処分」の審査等を行う」関連保障機関。党員が党の活動に参加するための手続
 - e) 少数派が存在する場合には、非執行機関に当該少数派が参加することを促進するための基準
 - f) 憲法第 51 条⁽³⁾の実施において、積極的行動を通じて、合議体及び公選職における男女平等の目的を推進するための手続
 - g) 政党の地域支部の解散、閉鎖、停止及び「暫定的」管理の場合に関する手続
 - h) 各地域支部に資産が確保される基準
 - i) 党員に対して適用され得る懲戒処分、懲戒処分を行う権限のある機関並びに抗弁権及び口頭弁論の原則の尊重を確保した不服申立手続
 - l) イタリア選出の欧州議会議員、国会、州並びにトレント [自治県] 及びボルツァーノ自治県⁽⁴⁾の議会、コムーネ議会並びにコムーネの長並びに州及び自治県の長の選挙における候補者の選出方式
 - m) 政党の規約、象徴及び名称の変更手続
 - n) 経済・財務及び資産の管理並びに関連する基準の策定に責任を負う機関
 - o) 収支決算書の承認に権限を有する機関

(1) 憲法第 49 条は、「全ての市民は、民主的な方法により国の政策の決定に協力するために、自由に政党を結成する権利を有する」と規定している。

(2) 法的な代表者をどのような役職の者が担うかは、各政党の規約で定められている。例えば、イタリアの同胞の場合、党の運営、財務等を管理する事務局長 (Segretario amministrativo) が担うこととなっている (規約第 21 条、第 22 条)。“Statuto,” pp.20-21. Fratelli d'Italia website <https://www.fratelli-italia.it/wp-content/uploads/2024/04/Statuto_registrato_il_31.10.19.pdf>

(3) 憲法第 51 条第 1 項は、「全ての男女の市民は、法律が定める要件に従い、平等な条件で、公職及び選挙による公務に就くことができる。この目的のため、共和国は、適当な措置により男女の機会均等を促進する」と規定している。

(4) トレント自治県及びボルツァーノ自治県は、特別州であるトレンティーノ・アディジェ州を構成する主体であり、州とほぼ同等の権限を有する。なお、州は、通常州 15 州と、島嶼 (しょ) 部及び北部国境に位置し、その地理的及び歴史的特殊性から幅広い権限が与えられた特別州 5 州から成る。また、イタリアの地方自治体は、基本的に「州・自治県-県・大都市-コムーネ (基礎的自治体)」の 3 つの階層に分かれている。

- o-2) 透明性を確保するための規則、特に経済・財務の管理並びにプライバシーの尊重及び個人情報保護の保護に言及するもの
- 3. 規約は、規約が定める調停機関並びに調停手続及び仲裁手続を通じて、規約の規範の適用において生じる紛争を裁判外で調停するための規定を定めることができる。
- 4. この命令及び規約に明示的に規定されていない事項については、民法典の規定及び現行関連法の規範が政党に適用されるものとする。

第 4 条 この命令に定める便益を受ける資格を有する政党の登録簿

1. 第 3 条第 1 項に規定する目的のため、政党の法的な代表者は、2012 年 7 月 6 日法律第 96 号「[政党及び政治団体のための公的補助の削減に関する規範並びに政党及び政治団体の収支決算書の透明性及び監査を保障するための措置。政党及び政治団体の資金に関する法律の統一法⁽⁵⁾の採択並びに税額控除に関する制度の調和に関する政府への委任]」第 9 条第 3 項に規定する委員会であって、「政党の規約の保障並びに収支決算書の透明性及び監査のための委員会」という名称を持つもの⁽⁶⁾（以下「委員会」という。）に、規約の公正謄本を提出しなければならない。
2. 委員会は、第 3 条に示された要素が規約の中に存在することを確認し、この命令に基づいて承認された政党について、委員会が管理する全国登録簿への登録を行うものとする。
3. 委員会は、規約が第 3 条の規定に適合していないと判断する場合、政党が指名した代表者の意見を聴取した後、法的な代表者を通じて、政党に対し、30 日以上 60 日以内の延長不可能な期間内に、必要な修正を行い、公正謄本を提出するよう求めるものとする。
- 3-2. 委員会は、第 3 項に基づいて行われた修正が第 3 条の規定に適合していないと判断する場合又は前述の第 3 項に規定する期限が遵守されない場合、理由を付した措置により、第 2 項に規定する登録簿への登録を拒否する。拒否の措置に対しては、行政上の連絡[の日]又は当該措置の完全な写しの通知[の日]から 60 日以内に、行政裁判官に提訴することが認められる。
4. 規約の改正は、この条に規定する手続に従い、委員会に提出されなければならない。
5. 政党の規約及びその改正は、第 2 項に規定する登録簿に登録された日又は改正承認の日から、それぞれ 1 か月以内に官報に掲載されるものとする。
6. この命令の施行日⁽⁷⁾に設立されている政党及び各[議院]規則の規範に従って少なくとも両議院のいずれかで構成されている会派又は混合会派⁽⁸⁾内の個別の[政治的]構成体⁽⁹⁾が関係を有すると宣言している政党は、同日から 12 か月以内に第 1 項の規定に従わなければならない。

(5) 統一法 (testo unico) とは、一般に法典 (codice) ほど体系化されていないが、特定の事項に関係する従来の法令を相互に調整し、1 件に統合したものをいう。

(6) 政党の規約の保障並びに収支決算書の透明性及び監査のための委員会は、5 名の委員から構成される。委員は、破棄院 (Corte Suprema di Cassazione) 院長が 1 名、国務院院長が 1 名、会計検査院院長が 3 名を指名する。なお、破棄院は民事事件及び刑事事件を管轄する最上級裁判所、国務院は行政事件を管轄する最上級裁判所、会計検査院は憲法第 103 条第 2 項に基づいて会計事件を管轄する裁判所である。

(7) 2013 年命令の施行日は、2013 年 12 月 28 日である。

(8) 混合会派は、他のいずれの会派にも所属しない議員から構成される。所属議員数について議院規則の定める要件を満たすことができず、単独の会派を構成できない議員グループも混合会派に所属する。

(9) 政治的構成体は、基本的に、所属議員数等に係る要件を満たすことができず、単独の会派を構成できない議員グループに対応したものである。

7. 第2項に規定する登録簿への登録及びその継続性は、政党がこの命令の第11条及び第12条に基づいて配分される便益を認められるために必要な条件である。第6項に規定する期間が満了するまでの間、この命令の施行日に設立されている政党及び各〔議院〕規則の規範に従って両議院で構成されている会派が関係を有すると宣言している政党は、第10条に基づいて規定される要件を満たす限り、第11条及び第12条に規定する便益を受けることができる。
8. 第2項に規定する登録簿は、イタリア国会の公式インターネットサイトの適切な欄で閲覧できるものとする。この登録簿には、第10条第1項a号及びb号それぞれに規定する要件を満たす政党を記載する2つの欄があることが分かるようにする。

第5条 透明性及び簡素化のための規範

1. 政党は、障害者から〔のアクセス〕を含む高いアクセシビリティ、情報の完全性、言葉の明確性、信頼性、参照のしやすさ、品質、同質性及び相互運用性という諸原則を尊重したインターネットサイトの実現によるものを含め、その整理された規約、結社としての機関、内部での活動及び収支決算書を含む会計に関して、透明性及び情報へのアクセスを保障するものとする。
2. 各年度の7月15日までに、この命令の第4条第2項に規定する適合性の監査並びに2012年7月6日法律第96号第9条第4項⁽¹⁰⁾に規定する規則性及び〔法律への〕適合性の監査を経た政党規約、運営に関する報告書及び注記書類を添付した年度収支決算書、該当する場合には監査人又は監査法人の報告書並びに政党の権限を有する機関による収支決算書の承認記録を、当該政党のインターネットサイトで公表するものとする。これらの公表された文書は、両議院の議長に通知され、及びイタリア国会の公式インターネットサイトに掲載される。同インターネットサイトでは、2013年3月14日立法命令⁽¹¹⁾第33号〔「市民のアクセス権並びに行政による公開、透明性及び情報の普及に係る義務に関する規律の再編」〕に基づいて、政府の役職者及び国会議員の資産及び収入の状況に関するデータも公表される⁽¹²⁾。こうした公表のために、国会議員及び政府の役職者は、1982年7月5日法律第441号〔「公選職者及び特定の団体の管理職者の資産状況の公開に関する規定」〕に定める形式及び期限⁽¹³⁾の範囲内で、その資産及び収入の状況を伝えるものとする。
- 2-2. 制定後の改正を経た1982年7月5日法律第441号に基づいて、資産及び収入の申告を義務付けられている主体は、その申告書に、直接に又はその名称の如何を問わず自らを支援するために設立された団体を通じて、年度当たり500ユーロ⁽¹⁴⁾を超える寄附として受け取った金額の情報を添付しなければならない。こうした申告は、各団体のインターネットサイトに公表された時点で、イタリア国会の公式インターネットサイトに掲載される。国会の選挙

(10) 2012年7月6日法律第96号第9条第4項は、委員会が、1997年1月2日法律第2号「政治団体又は政党に対する自発的寄附の規制に関する規範」第8条に規定する収支決算書及びその附属書類の規則性、法律への適合性等の監査を行うと規定している。

(11) 立法命令とは、法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令である。

(12) 2013年3月14日立法命令第33号第14条は、政府の役職者及び国会議員の資産及び収入の状況に関するデータの公表を義務付けている。

(13) 1982年7月5日法律第441号第2条等は、その当選又は就任等から3か月以内に資産状況に関する申告を提出し、また、退任から3か月以内に資産状況の変化に関する申告を提出することを義務付けている。

(14) 1ユーロは、約159円（令和6年11月分報告省令レート）。

前の 6 か月間又は「国会の」議院の繰上解散後に受領した補助は、受領日から 15 日以内に公表するものとする。

3. 第 4 条の登録簿に記載された政党のための資金提供又は補助を受けた政党の法的な代表者は、下院議長事務局の定める方式により、年度当たり 500 ユーロを超える資金提供又は補助を行った主体の一覧表を下院議長事務局に提出しなければならない。前文に規定する義務は、受領した月の翌月中に、又は 500 ユーロ以下の金額の資金提供若しくは補助の場合であって、年度当たりの総額が当該額を超えるときは、翌年の 3 月までに履行されなければならない。この義務に違反した場合又は虚偽の申告を行った場合には、前述の⁽¹⁵⁾1981 年法律第 659 号「[政党の資金に対する国家補助に関する 1974 年 5 月 2 日法律第 195 号の改正及び補完]」第 4 条第 6 項⁽¹⁶⁾に規定する制裁が適用される。前述の資金提供又は補助を行った主体の一覧表及び関連する金額は、イタリア国会の公式インターネットサイトにアクセスしやすい方法で公表される。前述の資金提供又は補助を行った主体の一覧表及び関連する金額は、年度収支決算書の附属書類として、政党のインターネットサイトに掲載されるものとする。この項の第 4 文及び第 5 文に規定するインターネットサイトに公表する義務を遵守するために、関係者の明示的な同意は必要としない。前年に受領したこの項に規定する資金提供及び補助に関する会計文書は、2012 年 7 月 6 日法律第 96 号第 9 条に規定する委員会に、同条第 4 項第 2 文に規定する期限⁽¹⁷⁾までに送付されるものとする。
4. この条に基づいて、及びこの条の実施のために、次のものは、政党及び政治団体と同等に扱うものとする。
 - a) 財団、協会及び団体であって、その管理機関若しくは運営機関の構成の全部若しくは一部が政党若しくは政治団体の議決によって決定されるか、又はそれぞれの規約若しくは設立文書に含まれる規定に従ってその活動が政党若しくは政治団体と調整されるもの
 - b) 財団、協会及び団体であって、その管理機関又は運営機関の構成の少なくとも 3 分の 1 が、政党若しくは政治団体の構成員、過去 6 年間に於いて国会議員、欧州議会議員、州議会議員若しくは住民 1 万 5000 人以上のムーネの地方議会議員である者若しくは当該議員であった者又は過去 6 年間に於いて国、州若しくは住民 1 万 5000 人以上のムーネにおける政府の職に就いている者若しくは就いていた者で構成されるもの
 - c) 財団、協会及び団体であって、政党、政治団体、その支部、政党若しくは政治団体と呼称する機関若しくは支部の構成員又は公選機関若しくは政府機関の職にある者のために、献金として金銭を寄附するか、又は無償の事業若しくはサービスのために年度当たり 5,000 ユーロ以上の資金提供を行うもの

4-2. 第 4 項 b 号は、2017 年 7 月 3 日立法命令第 117 号「[2016 年 6 月 6 日法律第 106 号⁽¹⁸⁾第

(15) 2019 年 1 月 9 日法律第 3 号「行政に対する犯罪に対処するための措置、犯罪の時効に関する措置並びに政党及び政治団体の透明性に関する措置」による改正前の第 5 条第 3 項第 1 文には 1981 年 11 月 18 日法律第 659 号に関する言及があったことを受けての文言であり、本来は当該改正時に改められるべきものであったと考えられる。

(16) 1981 年 11 月 18 日法律第 659 号第 4 条第 6 項においては、申告しなかった額の 2 倍から 6 倍の罰金に公職の一時停止（1～5 年）を付加する旨が規定されている。

(17) 各年の 6 月 15 日までという期限が設けられている。なお、委員会については、前掲注 (6) を参照。

(18) 2016 年 6 月 6 日法律第 106 号「サードセクター及び社会的企業の改革並びに普遍的市民奉仕の規律に関する政府への委任」に関しては、後房雄「イタリアにおけるサードセクターの包括的改革とその背景—日本との比較のなかで—」『RIETI Discussion Paper Series』17-J-018, 2017.3. <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/17j018.pdf>> を参照。

1 条第 2 項 b 号に基づくサードセクター⁽¹⁹⁾ 法典」] 第 45 条⁽²⁰⁾ に規定する全国統一登録簿に記載されたサードセクター法人には適用されない。第 4 項 b 号は、国が協定、合意又は取決を締結した宗派に属する財団、協会及び団体にも適用されない。

第 6 条 政党及び政治団体の予算の統合

1. 2014 年度から、政党及び政治団体の予算には、その州支部又は複数の州に対応する支部の予算並びにその管理機関の全部又は一部が当該政党又は政治団体の議決によって決定される財団及び協会の予算を添付するものとする。

第 7 条 政党の収支決算書の外部認証

1. [政党の] 会計及び財務の管理の透明性及び正確性を保障するため、2012 年 7 月 6 日法律第 96 号第 9 条第 1 項及び第 2 項⁽²¹⁾ に規定する会計監査に関する規定を、この命令の第 4 条に規定する登録簿に記載された政党に適用する。
2. 2014 年度から、第 4 条に規定する登録簿に記載された政党の州支部であって、運営、財務及び会計の自律性を有し、前年度に総額 15 万ユーロ以上の収入を得たものは、監査法人又は適切な登録簿に記載された監査人のいずれかを利用しなければならない。この場合、2012 年 7 月 6 日法律第 96 号第 9 条第 1 項の規定を可能な限り適用する。

第 8 条 政党の収支決算書の監査

1. 制定後の改正を経た 1997 年 1 月 2 日法律第 2 号 [「政治団体又は政党に対する自発的寄附の規制に関する規範」] 第 8 条⁽²²⁾ に規定する収支決算書及びその附属書類の規則性及び法律への適合性並びにこの命令に定める透明性及び公開性についての義務の遵守に関する監査は、委員会が行う。監査の一環として、委員会は政党に対し、2012 年 7 月 6 日法律第 96 号第 9 条第 4 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項に規定する方法及び期限により⁽²³⁾、不正又は違反があればその是正を求めるものとする。
2. この命令の第 7 条の規定又は収支決算書及びその附属書類若しくは権限を有する内部機関による収支決算書の承認記録の提出義務に違反した場合であって、その違反が翌 10 月 31 日までに是正されないときは、委員会は、[違反を] 通告 [した] 日の属する課税期間の次の

(19) 2016 年 6 月 6 日法律第 106 号第 1 条は、サードセクターについて、文化、連帯及び社会的利益のために非営利で設立された民間団体であって、補完性の原理を具体化し、それぞれの規約又は設立文書に従い、無償の自発的活動、相互扶助又は財及びサービスの生産若しくは交換によって、一般的利益に関わる活動を促進し、及び実現するものと定義している。

(20) 2017 年 7 月 3 日立法命令第 117 号第 45 条は、労働及び社会政策省にサードセクターの全国統一登録簿を設けるものとし、当該登録簿は、各州及び自治県と協力の上、領域を基礎として、情報システムにより管理されるなどと規定している。

(21) 2012 年 7 月 6 日法律第 96 号第 9 条第 1 項及び第 2 項は、下院選挙で有効投票の 2% 以上を獲得したか、又は下院選挙等で 1 議席以上を獲得した政党等が、その会計及び財務の管理の透明性及び正確性を保障するために、国家証券委員会 (CONSOB) が管理する特別登録簿に記載された監査法人を利用しなければならないことなどを規定している。

(22) 1997 年 1 月 2 日法律第 2 号第 8 条は、政党及び政治団体の収支決算書について規定している。制定時点の同法の翻訳及び解説については、芦田淳「近年におけるイタリア政党国庫補助—1997 年第 2 号法律とその改正—」『レファレンス』No.586, 1999.11, pp.67-93 を参照。

(23) 政党等の法的な代表者又は会計責任者が各年の 6 月 15 日までに提出した収支決算書等について、委員会は、会計上の不正があれば翌年の 2 月 15 日までに訂正を行うよう求める (訂正期限は 3 月 31 日)。続いて、委員会は、収支決算書等の規則性及び法律への適合性に関する報告書を 4 月 30 日までにとりまとめ、両議院議長に提出する。また、委員会は、各年の 7 月 15 日までに、前年に収支決算書等の提出を始めとした義務に従った政党等及び当該義務に従わなかった政党等の一覧表を両議院議長に提出しなければならない。

課税期間について、第 4 条に規定する登録簿から当該政党の削除を行うものとする。

3. 1997 年 1 月 2 日法律第 2 号第 8 条第 5 項から第 10 項の 2 に規定する義務⁽²⁴⁾を遵守しなかった政党又はこの命令の第 5 条第 2 項に規定する文書を同項に示された期限内にそのインターネットサイトに公表しなかった政党に対して、委員会は、第 12 条に基づいて当該政党に支払われる額の 3 分の 1 を減額することによる過料を科す。
4. 年度収支決算書において、データを記載しなかったか、又は帳簿及び会計文書と一致しないデータを申告した政党に対して、委員会は、申告しなかった額又は事実と一致しない額に相当する過料を、第 12 条に基づいて当該政党に支払われる額を当該額の 3 分の 1 を上限として減額することにより科す。政党の収支決算書の 1 又は複数の項目が、1997 年 1 月 2 日法律第 2 号附属書類 A⁽²⁵⁾に規定する様式に従って記載されていない場合、委員会は、第 12 条に基づいて当該政党に支払われる額の 20 分の 1 を上限とする過料を科すものとする。
5. 1997 年 1 月 2 日法律第 2 号の附属書類 B 及び C に定める情報の全部若しくは一部を運営に関する報告書及び注記書類に記載しなかった政党又は正確に若しくは事実どおりに記載しなかった政党に対して、委員会は、記載されていない情報、正確に記載されていない情報又は事実に対応していない数値を含む情報のそれぞれについて第 12 条に基づき当該政党に支払われる額の 20 分の 1 まで、[全体で] 当該額の 3 分の 1 を上限として過料を科すものとする。
6. 第 2 項の規定を別にして、適用される過料は、その全体で、第 12 条に基づいて支払われる額の 3 分の 2 を超えることはできない。過料の適用において、委員会は、行われた不正行為の重大性を考慮し、その理由を示すものとする。
7. 第 12 条に基づいて政党に支払われる額の全てを既に受領しており、新たに受領する権利を持たない政党によって、第 2 項から第 5 項までに規定する違反及び不正行為が行われた場合、委員会は、当該政党が第 12 条に基づいて前年度に配分された総額の 3 分の 2 を上限として、当該政党に過料を直接科すものとする。
8. この条に規定する過料の適用及び司法による保護のために、この命令の第 14 条により改正された 2012 年 7 月 6 日法律第 96 号第 9 条の規定及びこの条の規定を除いて、制定後の改正を経た 1981 年 11 月 24 日法律第 689 号「[刑事制度の改正]」第 1 章第 1 節及び第 2 節に含まれる一般規定⁽²⁶⁾が適用される。制定後の改正を経た 1981 年法律第 689 号第 16 条及び第 26 条⁽²⁷⁾は、適用されない。
9. 第 11 条に規定する優遇を受ける自発的寄附及び第 12 条に基づく自発的寄附を受領した政

(24) 法的な代表者又は会計責任者が、仕訳日記帳及び財産目録簿を備えなければならないことや、少なくとも 5 年間、管理的及び会計的性質又は重要性を有する全ての文書を整理して保存しなければならないことに加え、仕訳日記帳や財産目録に記載しなければならない事項などを規定している。

(25) 収支決算書の書式である「附属資料 A」については、その中の損益計算書の項目の一つとして「協会、政党及び政治団体による寄附」が加えられた以外は、制定当初から変更がない。また、次項で言及されている運営に関する報告書の書式である「附属資料 B」、注記書類の書式である「附属資料 C」は、制定当初から全く変更がない。当該資料の内容については、芦田 前掲注 (22), p.75 を参照。

(26) 1981 年 11 月 24 日法律第 689 号第 1 章第 1 節は、何人も違反行為よりも前に施行された法律によらなければ過料を科されることはないという適法性の原則を始めとした、一般原則を定めている。また、同章第 2 節は、違反した場合に過料による処罰が予定されている規定の遵守を監督する機関が、違反の確認を行うために調査を実施できることなど、過料の適用に関する規定が置かれている。

(27) 1981 年 11 月 24 日法律第 689 号第 16 条は過料の支払額の減額、同第 26 条は過料の分割払に関する規定である。

党は、解散するまで、また、いかなる場合においても、選挙〔費用〕償還⁽²⁸⁾の最後の割当を受領した年度から3〔会計〕年度目までに、制定後の改正を経た1997年1月2日法律第2号第8条に規定する収支決算書及びその附属書類を委員会に提出する義務を負うものとする。

10. 第3項から第7項までに規定する過料は、関係する政党に通知され、経済及び財務省に連絡されるものとし、経済及び財務省は、委員会の定める範囲内で、違反のあった収支決算の年度に対応する課税期間について支払われる第12条に規定する額を減額するものとする。
11. 第2項に規定する場合、政党の会計責任者又はそれに類する職務を行う者は、その後の5〔会計〕年度に関する収支決算書に署名する資格を失う。
12. この条の規定は、2014年度から適用する。

第9条 公選職への平等なアクセス

1. 政党は、憲法第51条⁽²⁹⁾の実施に当たり、公選職への平等なアクセスを推進するものとする。
2. 下院、共和国上院又はイタリア選出の欧州議会議員の各選挙における政党の候補者総数において、両性のうちの一方が40%に満たない場合、第12条に基づいて政党に支払われる資金は、40%と少ない方の性別の候補者の割合との差1ポイントにつき、0.5%に相当する割合を減額するものとし、〔減額は〕上限を10%とする。
3. 第12条に基づいて政党に支払われる額の少なくとも10%を、女性の政治への積極的な参加を増進することを目的とした取組に割り当てなかった政党に対して、第12条に基づいて政党に支払われる額の5分の1の過料を科す。
4. 2014年度から、第2項及び第3項の適用から生じる資金が入金される基金を設立する。
5. 第4項に規定する基金の資金は、第4条に規定する登録簿の第2欄に記載された政党⁽³⁰⁾のうち、各選挙において少ない方の性別の当選者の割合が40%以上である政党の間で年度ごとに配分されるものとし、当該選挙における各政党の得票数に比例して分配されるものとする。この項に規定する目的のために、現行選挙法令に規定がある場合には、選択⁽³¹⁾権の行使後に選出された者について考慮するものとする。

第3章 自発的寄附及び間接的寄附の規律

第10条 優遇を受ける自発的寄附が認められる政党及び自発的寄附の限度額

1. 2014年度から、第4条に規定する登録簿に記載された政党は、国会に代表者を有しない政党を除いて⁽³²⁾、その申請により、次のものが認められる。

(28) 選挙費用償還は、一般的には、選挙運動のために支出した金額の一定程度を償還する（払い戻す）ものである。ただし、イタリアの場合、政党の得票数に応じて資金配分が行われるため、厳密な意味で選挙費用償還と実際に言えるかには疑義がある。

(29) 憲法第51条に関しては、前掲注(3)を参照。

(30) 後述する第10条第1項b号に規定する要件を満たす政党を指す。

(31) 複数の選挙区で当選した候補者が、どの選挙区を選択するかを指す。1979年1月24日法律第18号「イタリアに配分された欧州議会議員の選挙」第41条を参照。なお、上院選挙、下院選挙に関して、2013年命令制定時点では該当する規定があったが、2017年の選挙法改正により、現在こうした選択はできない。その経緯に関しては、芦田淳「【イタリア】上下両院選挙法の改正」『外国の立法』No.274-1, 2018.1, pp.8-11. <<https://doi.org/10.11501/11019006>>を参照。

(32) この「国会に代表者を有しない政党を除いて」の部分は、2013年命令の法律転換の際に付け加えられた。この部分があるために、a号の対象とする範囲は、制定当初に比べてかなり狭いものとなっている。なお、2023年

- a) 共和国上院、下院、イタリア選出の欧州議会議員、州並びにトレント〔自治県〕及びボルツァーノ自治県の議会のいずれかの直近の選挙において、候補者名により補完された場合も含め、少なくとも 1 名の候補者が自らの象徴の下で選出された場合又は直近の選挙において、下院選挙については少なくとも 3 選挙区で、共和国上院選挙については少なくとも 3 州で、州若しくは自治県のいずれかの選挙で、イタリア選出の欧州議会議員の選挙については少なくとも 1 選挙区で、候補者を出した場合、第 11 条に規定する優遇税制による私的な資金提供
 - b) 共和国上院、下院又はイタリア選出の欧州議会議員の選挙に関して、少なくとも 1 名の候補者が直近の選挙において自らの象徴の下で選出された場合、第 12 条に規定する資金の年度ごとの分配
2. 第 4 条に規定する登録簿に記載された政党であって、次に掲げる状況にあるものも、その申請により、この命令の第 11 条及び第 12 条に規定する便益を受けることができる。
 - a) 各〔議院〕規則の規範に従って少なくとも両議院のいずれかで構成されている会派又は混合会派内の個別の構成体が関係を有すると宣言しているもの
 - b) 選挙標識⁽³³⁾の寄託を行う日以前に第 4 条に規定する登録簿に記載された政党であることを条件として、共和国上院、下院の選挙又はイタリア選出の欧州議会議員の選挙に際して、標識を共同で寄託し、共通の候補者名簿又は共通の候補者を提示することにより結合して選挙に参加し、少なくとも 1 名の当選者を得たもの
 3. 政党は、便益を受けようとする年度の前年度の 11 月 30 日までに、適切な申請を委員会に提出するものとする。委員会は、申請を審査し、受領から 30 日以内に、理由を付した文書により、却下し、又は受理する。政党が第 1 項に規定する要件を満たしているか、又は第 2 項に規定する状況のいずれかにあり、かつ、この命令の規定を遵守する場合、委員会は、第 4 条に規定する登録簿の一方又は両方の欄に当該政党を記載し、それに続く 10 日以内に、この命令の第 12 条第 2 項の規定を遂行するために、登録簿に記載された政党の一覧表を歳入庁に送付するものとする。経過措置として、2014 年度については、第 1 文に規定する期限を、この命令を〔法律に〕転換する法律が施行された日から 10 日目と定め、委員会は、政党が第 1 項に規定する要件を満たしていること又は第 2 項に規定する状況が存在することを事前に確認し、〔当該期限から〕10 日以内に、第 4 条に規定する登録簿の一方又は両方の欄に政党の記載を行うものとする。
 4. 申請には、要件が満たされていることを証明する申告書を添付しなければならないが、当該申請は、政党の法的な代表者又は会計責任者が提出するものとする。
 5. 2000 年 12 月 28 日大統領令第 445 号〔「行政文書に関する法令の規定の統一法」〕に定める行政文書に関する法令の規定の統一法第 76 条⁽³⁴⁾の規定は、第 4 項に規定する申告書に適用

12 月に行われた要件確認においても、第 10 条第 1 項 a 号に基づく申請を行ったものの、国会に代表者を有しないことをもって認められなかった政党が存在する。Deliberazione 21 dicembre 2023, n.7/Ben. <https://www.parlamento.it/application/xmanager/projects/parlamento/file/repository/07-BEN._-Deliberazione_21_dicembre_2023_n._7-Ben.pdf>

(33) 政党又は政治団体のシンボルマークのことを指し、選挙の際、有権者は当該標識にチェックすることで投票を行うのが通例である。

(34) 2000 年 12 月 28 日大統領令第 445 号第 76 条は、虚偽の申告をした者等について、刑法典及び特別刑法の定めるところにより処罰され、刑法に通常規定されている刑罰を 3 分の 1 から 2 分の 1 まで加重することなどが規定されている。

する。

6. 委員会は、第3項に規定する申請の提出及び所定の要件の有無に関する文書の送付の方式を規律し、周知するものとする。
7. 自然人は、遺贈の場合を除いて、1政党のために、第三者又は「当該自然人に」支配されている会社を介する場合を含め、いかなる提供の形式及び方法によっても、年間総額10万ユーロを超える金銭による自由寄附又は財若しくは役務による補助を行うことができない。
- 7-2. この条に規定する自由寄附は、銀行、郵便局若しくは1997年7月9日立法命令第241号「[納税者の所得及び付加価値税の申告の履行の簡素化並びに申告管理制度の現代化に係る規範]」第23条⁽³⁵⁾に規定するその他の支払制度を通じて、又は取引の追跡可能性並びにその行為者に係る正確な個人及び所得の識別を保障し、かつ、財務当局による効果的な監査の遂行を可能にするために適切なその他の方式であって、1988年8月23日法律第400号「[政府の活動及び首相府の組織に関する規律]」第17条第3項⁽³⁶⁾に基づいて経済及び財務大臣の命令により採択される規則によって定めることのできるものにより、支払が行われることを条件として認められる。
8. 自然人以外の主体は、政党のために、いかなる提供の形式及び方法によっても、年度当たり総額10万ユーロを超える金銭による自由寄附又は財若しくは役務による補助を行うことができない。所管の議会委員会の意見を事前に聴取し、この命令を「法律に」転換する法律の施行日⁽³⁷⁾から60日以内に発出される首相令により、この項に規定する禁止「事項」を企業グループ並びに民法典第2359条⁽³⁸⁾に規定する支配されている会社及び関連会社に適用するための基準及び方法を定める。この項に規定する禁止「事項」は、いかなる場合にも、政党又は政治団体間で行われる金銭又は資産の移転には適用しない。
9. 第7項及び第8項に規定する禁止「事項」は、政党のために付与された保証及びその他の種類の物的又は人的な保証に関連する義務の履行に際して行われる支払にも適用する。第12項の規定に代えて、前述の保証に関連する契約上の義務を履行するために、ある年度に第7項及び第8項に規定する上限を超える額を提供した主体は、提供を行った「会計」年度より後の「会計」年度において、超過して支払った額について、当該政党のために金銭、財又は役務による補助を行うことができず、また、当該期間において、かつ、当該政党のために、更なる物的又は人的な保証を与えることもできない。前文に規定する場合において、各年度について第7項及び第8項に規定する限度額を超える支払を受けた政党に対して、第12条に基づいて支払われる資金は、当該限度額を超えた額について減額されるものとする。
10. 第7項及び第8項に規定する禁止「事項」は、この命令の施行日以降に行われた寄附に関して適用するものとする。前述の禁止「事項」は、いかなる場合でも、この命令の施行日より前に、この命令の施行日に生じた契約上の義務の期限及び範囲内で、政党のために付与された保証又はその他の種類の物的若しくは人的な保証に関しては適用されないものとする。

(35) 1997年7月9日立法命令第241号第23条は、現金以外の支払手段について規定しており、具体的には、デビットカード、クレジットカード、プリペイドカード及び銀行小切手が挙げられている。

(36) 1988年8月23日法律第400号第17条第3項は、大臣又は大臣に従属する当局の権限に属する事項については、法律が明示的に授権している場合、省令により規則の採択が可能であると規定している。

(37) 2013年命令を法律に転換する法律（2014年2月21日法律第13号）の施行日は、2014年2月27日である。

(38) 民法典第2359条は、他の会社が定期総会で行使可能な議決権の過半数を有する会社等を「支配されている会社」とみなし、他の会社が重要な影響力を行使する会社を「関連会社」とみなすことを規定している。

11. 削除

12. 制定後の改正を経た 1974 年 5 月 2 日法律第 195 号「[政党の資金に対する国庫補助]」第 7 条⁽³⁹⁾の規定に影響を与えることなく、この条の第 7 項及び第 8 項に規定する禁止 [事項] に違反して寄附又は補助を行い、又は受領した者は、同項に規定する限度額を超えて行い、又は受領した寄附の 2 倍に相当する過料を科す。前述の過料の支払に従わない政党は、過料が科された日から 3 年間、この命令の第 12 条に規定する便益を受けることができない。

第 11 条 政党への金銭による自由寄附に対する控除

1. 2014 年度から、この命令の第 4 条に規定する登録簿の第 1 欄に記載された政党のために自然人が行った金銭による自由寄附は、この条の第 2 項に規定する条件の下、1986 年 12 月 22 日大統領令第 917 号「[所得税統一法の改正]」に定める統一法により規律される個人所得税について控除が認められる。この条に規定する優遇は、第 4 条に基づく登録簿への記載及び第 10 条に基づく便益の承認の前に行われた政党又は政党を支持する協会のための寄附にも、[会計] 年度末までにこれらの政党が登録簿に記載され、便益を [受けることを] 認められることを条件として、適用される。
2. 第 1 項に規定する自由寄附の額は、年間 30 ユーロから 3 万ユーロまでの額について 26% に相当する額が所得税総額から控除される。
3. 削除
4. 削除
- 4-2. 2007 年税務年度⁽⁴⁰⁾から、政党に対する金銭による寄附は、専ら銀行振込又は郵便振込によるもので、マネーロンダリング防止のための現行規定に従って追跡可能なものでなければならず、いかなる場合においても、1986 年 12 月 22 日大統領令第 917 号に定める統一法第 15 条第 1 項の 2⁽⁴¹⁾に基づいて、控除可能なものとみなされなければならない。当該寄附が、贈与 [donazione] の形式で行われた場合も含めて、当該寄附の便益を受ける政党又は政治団体により議決された規則上又は規約上の規定に従って公職の候補者及び当選者により行われた場合も、前述の第 15 条第 1 項の 2 又はこの条に基づいて、引き続き控除可能なものとみなす。
5. 削除
6. 2014 年度から、1986 年 12 月 22 日大統領令第 917 号に定める統一法により規律される法人税について、同統一法第 73 条第 1 項 a 号及び b 号⁽⁴²⁾に規定する会社及び法人であって、

(39) 1974 年 5 月 2 日法律第 195 号第 7 条は、行政機関、公的団体、公的資本が 20% を超える企業又は当該企業に支配される企業並びに 1991 年 11 月 8 日法律第 381 号「社会的協同組合の規律」により規律される社会的協同組合及び組合による、政党又はその支部及び議会内の会派に対する資金提供又は補助は、いかなる形式又は方法によっても禁止される旨を規定している。

(40) 個人所得税の税務年度は、暦年である。デロイトトーマツ税理士法人『欧州主要国の税法 第 3 版』中央経済社、2017, p.258.

(41) 1986 年 12 月 22 日大統領令第 917 号第 15 条第 1 項の 2 は、政党等への 10 万 (約 8,210 円) ~ 2 億リラ (約 1642 万円) の寄附について、その 22% を税総額から控除する (2013 年度については、政党等への 50 (約 7,950 円) ~ 1 万ユーロ (約 159 万円) の寄附について、その 24% を税総額から控除する) という規定であったが、2013 年命令により削除された。なお、2014 年度以降の寄附に係る控除の根拠規定は 2013 年命令第 11 条であり、同項は、2007 年度から 2013 年度の寄附に係る控除の根拠規定と解される。

(42) 1986 年 12 月 22 日大統領令第 917 号第 73 条第 1 項 a 号は、イタリア国内に所在する株式会社、株式合資会社、有限会社、協同組合、相互保険会社、欧州会社法に関する 2001 年 10 月 8 日理事会規則 (EC) No.2157/2001 に定める欧州会社及び欧州協同組合法に関する 2003 年 7 月 22 日理事会規則 (EC) No.1435/2003 に定める欧州協同組

公の参加があるか、若しくはイタリア若しくは国外の規制市場⁽⁴³⁾でその株式が取引されている法人でないもの、当該主体を直接的若しくは間接的に支配しているか、当該主体により支配されているか、又は当該主体を支配している会社若しくは法人によって支配されている会社及び法人でないもの並びに国若しくは公的団体の委託を受け、当該委託の関係が継続している会社でないものに限り、この条の第1項に規定する政党に対して行われる年間30ユーロから3万ユーロまでの額の金銭による自由寄附の26%に相当する額が、総税額を上限として、控除される。

7. この条に規定する控除は、銀行、郵便局若しくは1997年7月9日立法命令第241号第23条⁽⁴⁴⁾に規定するその他の支払制度を通じて、又は取引の追跡可能性及びその行為者の正確な識別を保障し、かつ、財務当局による効果的な監査の遂行を可能にするために適切なその他の方式であって、1988年8月23日法律第400号第17条第3項⁽⁴⁵⁾に基づいて経済及び財務大臣の命令により採択される規則によって定めることのできるものにより、第1項及び第6項に規定する自由寄附の支払が行われることを条件として認められる。
8. 削除
9. 2015年度は2740万ユーロ、2016年度からは1565万ユーロと推定される第1項から第7項までの規定の実施により生じる歳入の減少〔分の補てん〕は、この命令の第14条第1項b号及び第2項に定める規定の結果として利用可能となる資金の一部を使用することにより、措置するものとする。
10. 2009年12月31日法律第196号〔「会計及び財政法」〕第17条第12項⁽⁴⁶⁾に基づいて、歳入庁は、この条に規定する歳入の減少を監視し、経済及び財務大臣に報告する。予測からのかい離がある場合又は予測からのかい離が生じそうな場合、前述の2009年法律第196号第11条第3項1号⁽⁴⁷⁾に規定する措置の採用を別にして、経済及び財務大臣は、その〔経済及び財務大臣〕命令により、監視活動の結果生じる歳入の減少〔分〕を補うために必要な範囲で、この命令の第12条第4項に規定する基金に計上される利用可能な資金額の削減を、同第4項に基づいて政党に配分される個人所得税の1000分の2相当額を再確定することにより、措置するものとする。経済及び財務大臣は、かい離の原因及びこの項の第2文に規定する措置の採用に関して、適切な報告書により、遅滞なく両議院に報告するものとする。
11. 第10項に規定する監視により、第9項に示された費用よりも低い費用となった場合には、

合、同項b号は、会社以外の団体及び企業合同（trust）であって、イタリア国内に所在し、商業活動に従事することを排他的又は主要な目的とするものを挙げている。

(43) 規制市場については、1998年2月24日立法命令第58号「1996年2月6日法律第52号第8条及び第21条に基づく金融仲介に関する規定の統一法」第1条が、「市場運営者が管理及び/又は運営する多角的システムであって、その規則及び/又はシステムの下で取引が認められている金融商品に係る契約が行われるように、システム内でその非裁量的規則に従い複数の第三者の売買意思を結び付けるか、又は結び付けることを容易にするものをいう」と定義しており、同命令第3部等に関係規定が置かれている。また、同様の定義が、EUの金融商品市場指令（Directive 2014/65/EU）<<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/65/oj>>にも置かれている。

(44) 1997年7月9日立法命令第241号第23条に関しては、前掲注(35)を参照。

(45) 1988年8月23日法律第400号第17条第3項に関しては、前掲注(36)を参照。

(46) 2009年12月31日法律第196号第17条第12項は、経済及び財務省が、権限を有する省庁から送付された情報に基づいて、支出関連法律に由来する負担の監視を行う旨を規定している。

(47) 2009年法律第196号第11条第3項1号は、新たな支出又は支出の増加を伴う全ての法律はその財源を示さなければならないという憲法規定を遵守するために、法律の財政的影響を是正する措置に関する規定であったが、2016年の改正により削除された。

第 12 条第 4 項に規定する資金は、経済及び財務大臣の命令により、第 9 項に示された費用とこの条に規定する目的のために実際に発生した費用との差額に相当する額について補てんされるものとする。

第 11 条の 2 IMU⁽⁴⁸⁾ の適用に関する 1992 年立法令第 504 号第 7 条の改正

1. 1992 年 12 月 30 日立法令第 504 号〔「1992 年 10 月 23 日法律第 421 号第 4 条に基づく領域団体⁽⁴⁹⁾の財政の再編」〕第 7 条第 1 項 i 号⁽⁵⁰⁾を、次のとおり改める。

「i) その使用目的にかかわらず課税対象となる政党所有の不動産を除いて、専ら福祉、社会保障、保健、科学研究、教育、宿泊、文化、レクリエーション及びスポーツに関する活動並びに 1985 年 5 月 20 日法律第 222 号〔「イタリアにおける教会の法人及び財産並びに教区において奉仕するカトリック聖職者の生計に関する規定」〕第 16 条 a 号に規定する活動を非商業的な方法で行うことを目的とする、制定後の改正を経た 1986 年 12 月 22 日大統領令第 917 号に定める所得税統一法第 73 条第 1 項 c 号に規定する主体が使用する不動産」

第 12 条 個人所得税額の 1000 分の 2 の自発的割当て

1. 2014 会計年度⁽⁵¹⁾から、前課税期間に関して、各納税者は、第 4 条に規定する登録簿の第 2 欄に記載された政党に自らの個人所得税額の 1000 分の 2 を割り当てることができる。
2. 第 1 項に規定する割当ては、納税者が年次所得申告書において行う選択又は申告書の提出義務を免除された者がこの命令の第 10 条第 3 項に基づいて歳入庁に送付された権利を有する主体の一覧表を含む用紙に記入することによって行う選択に基づいて、専ら確定するものとする。納税者は、1000 分の 2 が割り当てられる政党を 1 つのみ用紙上で示すことができる。
- 2-2. 各年度の 6 月 30 日までに、若しくは制定後の改正を経た 1999 年 5 月 31 日財務大臣命令第 164 号〔「1997 年 7 月 9 日立法令第 241 号第 40 条に基づいて、企業及び被用者のために、税務支援センター、納税代理人及び専門家により提供される税務支援についての規範に関する規則」〕に定める規則第 13 条第 1 項⁽⁵²⁾に基づいて年度ごとに設定される申告書の提出期限までに所得申告書を提出した納税者又は権利を有する主体の一覧表を含む用紙に記入することにより、申告書の提出義務を免除された納税者が前項に基づいて表明した選択に対応する資金は、第 4 項に基づいて各年度について認められた額の 40% に相当する全体としての限度額の範囲内で、前払金として翌年 8 月 31 日までに政党に支払われるものとする。翌年 12 月 31 日までに、法律による通常の期限内に提出された全ての申告書に基づき納税者が割り当てた資金から前払金として政党に支払われた額を差し引いた額が、政党に支払われ

(48) IMU とは、2019 年 12 月 27 日法律第 160 号「2020 会計年度国家予算及び 2020 年度から 2022 年度の 3 か年における複数年度予算」の規定等に基づくコムーネ固有税 (Imposta municipale propria) の略称である。不動産 (家屋、宅地及び農地) を課税対象とし、コムーネの主要な税源となっている。

(49) 領域団体とは、地方自治体の総称である。地方自治体の構成については、前掲注 (4) を参照。

(50) 1992 年 12 月 30 日立法令第 504 号第 7 条第 1 項は課税が免除される対象を列挙しており、改正前の同項 i 号は、「専ら福祉、社会保障、保健、科学研究、教育、宿泊、文化、レクリエーション及びスポーツに関する活動並びに 1985 年 5 月 20 日法律第 222 号第 16 条 a 号に規定する活動を非商業的な方法で行うことを目的とする、制定後の改正を経た 1986 年 12 月 22 日大統領令第 917 号により承認された所得税統一法第 87 条第 1 項 c 号に規定する主体が使用する不動産」と規定していた。2013 年命令による改正で、政党所有の不動産が課税対象となることが明示された。

(51) 会計年度は、暦年である。

(52) 1999 年 5 月 31 日財務大臣命令第 164 号第 13 条第 1 項は、申告書の提出期限を翌年の 9 月 30 日と規定している。

るものとする。納税者から割り当てられた資金を分配するために、1998年7月22日大統領令第322号〔「1996年12月23日法律第662号第3条第136項に基づき、所得税、州生産活動税及び付加価値税の申告書の提出方式に関する規則」〕に定める規則の第2条第7項、第8項及び第8項の2に基づいて提出された所得申告書⁽⁵³⁾は考慮されない。権利を有する政党に支払われる総額は、いかなる場合においても、第4項に基づいて各年度に設定された支出限度額を超えてはならない。

3. この命令を転換する法律の施行日から90日以内に採択される、非規則的な性質を持つ首相令により、憲法改正担当大臣の提案に基づき、経済及び財務大臣の同意を得て、時宜を得て無駄のない形で管理が行われること並びに納税者の履行の簡素化、秘密の保護及び選好表明の方式が保障されるよう、納税者の行う選択に基づき権利を有する主体に配分される額の分配及び給付の基準及び方式を定める。
- 3-2. この条の規定の適用初年度の経過措置として、権利を有する主体の一覧表の受領から10日以内に採択される歳入庁長官の措置により、次のものを定める。
 - a) 個人所得税額の1000分の2の割当てのために適切な書式及び関連するデータ通信の方式
 - b) 1000分の8及び1000分の5の割当て⁽⁵⁴⁾に関する規定に従い、納税者による履行の簡素化及び選好の秘密保護を保障する方式
4. この条に規定する目的のため、2014年度は775万ユーロ、2015年度は960万ユーロ、2016年度は1770万ユーロ、2017年度からは2510万ユーロを上限として支出を認め、経済及び財務省の収支見積りに設けられる所定の基金に計上する。〔この計上により〕第11条第10項及び第11項の規定は、影響を受けない。
5. この条の第4項の実施により生じる負担は、この命令の第14条第1項b号及び第2項に定める規定の結果として利用可能となる資金の一部を使用することにより、措置するものとする。
6. 第4項に規定する基金に毎年計上され、年度末に使用されなかった額は、国家予算の歳入に返納するものとする。
- 6-2. 第1項に規定する割当てに関する個人向けの通信及び一般向けの通信に関する費用について、政党は、1993年12月10日法律第515号〔「下院選挙及び共和国上院選挙の選挙運動の規律」〕第17条⁽⁵⁵⁾に規定する郵便料金を使用するものとする。この料金は、各年度の4月に限り使用することができる。
- 6-3. 2014年に900万ユーロ、2015年に750万ユーロ、2016年に600万ユーロを上限として決定される第6項の2に規定する追加負担は、この命令の第14条第1項b号及び第2項に定める規定の結果として利用可能となる資金の一部を使用することにより、措置するものと

(53) 1998年7月22日大統領令第322号第2条第7項等に基づき、提出期限に遅れて提出された申告書、納税額等の誤りを修正するために提出された申告書が挙げられる。

(54) 政党に対する個人所得税額の0.2%の割当てに類似した制度として、1985年5月20日法律第222号「イタリアにおける教会の法人及び財産並びに教区において奉仕するカトリック聖職者の生計に関する規定」第47条により、納税者の選択に基づいて個人所得税額の0.8%（1000分の8）を国家とカトリック教会の間で配分する制度が導入されており、2005年12月23日法律第266号「国家の年度予算及び複数年度予算の形成に関する規定（2006年財政法）」は、公益法人等に対して個人所得税額の0.5%（1000分の5）の割当てを選択できる制度を導入した（第1条第337項～第340項）。

(55) 1993年12月10日法律第515号第17条は、70グラム以下の封筒1通につき70リラ（約5.75円）の割引郵便料金を規定している。

する。

第13条 電話による募金

1. 政治活動〔vita politica〕への参加を促進するキャンペーンのために、携帯電話からSMS若しくはその他のアプリケーションにより、又は固定電話利用者から音声通話を通じて資金を募ることは、通信における〔適正〕保障のためのオーソリティ⁽⁵⁶⁾によって特別に定められた〔募金用の〕番号を管理でき、かつ、電子通信サービスを公衆に提供することを認められた電話事業者間の適切な自主規制規準によって規律されるものとする。こうした募金は自由寄附に該当し、いかなる形式であれ電話サービスを提供する主体によって行われる、第1文に規定するキャンペーンに対して募金者から割り当てられた額の引落しは、付加価値税の対象から除外される。

第4章 経過規定及び末尾規定

第13条の2 紛争に関する管轄権

1. この命令の規定の適用に関する紛争における裁判による保護は、第8条第8項に基づく行政罰に関する通常裁判官の管轄を別にして、行政裁判官の専属的な管轄権に委ねられる。
2. 制定後の改正を経た2010年7月2日立法命令第104号〔「行政訴訟再編の政府への委任に関する2009年6月18日法律第69号第44条の実施」〕第119条⁽⁵⁷⁾に規定する短縮手続を適用する。

第14条 経過規定及び削除〔規定〕

1. この命令の施行日において、2012年7月6日法律第96号及び1999年6月3日法律第157号〔「選挙及び国民投票の費用償還並びに政治団体及び政党に対する自発的献金に関する規定の廃止に関する新規範」〕に基づき、この命令の施行日以前に行われた選挙に関連して公的資金提供が認められ、その寄附の期限が同日においてまだ到来していない政党及び政治団体は、現在の会計年度及び続く3〔会計〕年度において、次の方法で引き続き当該資金を使用するものとする。
 - a) この命令の施行日に進行中の〔会計〕年度において、資金提供は全額認められる。
 - b) この命令の施行日に進行中の〔会計〕年度に続く第1、第2及び第3の〔会計〕年度において、資金提供はそれぞれ支払額の25%、50%及び75%の割合で減額される。
2. 資金提供は、この命令の施行日において進行中の〔会計〕年度に続く第4会計年度から休止される。
3. 第1項a号及びb号に規定する期間中、同項に規定する目的のみのために、かつ同項に規定する限度額まで、第4項に示された規定が引き続き適用される。
4. 次の規定は、削除する。

(56) 通信における〔適正〕保障のためのオーソリティは、1997年7月31日法律第249号により設立された独立行政機関であり、通信市場における事業者の適正な競争の保障と、利用者の基本的自由の保護をその任務としている。“Istituzione.” Autorità per le Garanzie nelle Comunicazioni website <<https://www.agcom.it/istituzione>>

(57) 2010年7月2日立法命令第104号（行政訴訟法典）第119条は、特定の事項に関する訴訟期間の短縮手続を規定している。当該法典の概要に関しては、芦田淳「海外法律情報 イタリア 行政訴訟法典の成立」『ジュリスト』No.1414, 2011.1.1・15, p.232を参照。

- a) 1981 年 11 月 18 日法律第 659 号第 1 条及び第 3 条第 2 項から第 6 項まで⁽⁵⁸⁾
 - b) 1985 年 8 月 8 日法律第 413 号「[政党の負担した選挙費用に対する助成のための国庫補助の増額]」第 1 条⁽⁵⁹⁾
 - c) 1993 年 12 月 10 日法律第 515 号第 9 条、第 9 条の 2、第 12 条第 3 項中の「権利を有する者による」の語、第 15 条第 13 項、同条第 14 項中の「選挙費用に対する補助を受ける権利を有しない [者]」の語、同条第 16 項第 2 文及び第 16 条⁽⁶⁰⁾
 - d) 1995 年 2 月 23 日法律第 43 号「[通常州議会の選挙に関する新規範]」第 6 条⁽⁶¹⁾
 - e) 1999 年 6 月 3 日法律第 157 号第 1 条第 1 項、第 1 項の 2、第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 5 項の 2、第 2 文を除く第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項、第 10 項、第 2 条及び第 3 条⁽⁶²⁾
 - f) 2012 年 7 月 6 日法律第 96 号第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 9 条第 8 項から第 21 項まで及び第 10 条⁽⁶³⁾
5. 2014 年 1 月 1 日から、制定後の改正を経た 1986 年 12 月 22 日大統領令第 917 号に定める所得税統一法第 15 条第 1 項の 2⁽⁶⁴⁾ 及び第 78 条第 1 項⁽⁶⁵⁾ 中の「第 73 条第 1 項 a 号及び b 号⁽⁶⁶⁾ に規定する会社及び法人であって、公の参加があるか、若しくはイタリア若しくは国外の規制市場でその株式が取引されている法人でないもの、当該主体を直接的若しくは間接的に支配しているか、当該主体により支配されているか、又は当該主体を支配している会社若しくは法人によって支配されている会社及び法人でないものに限り、第 15 条第 1 項の 2 に規定する政党及び政治団体に対する 51.65 ユーロから 103,3291.38 ユーロまでの金銭による自由寄附のための負担並びに」の語を削除する。

第 14 条の 2 選挙費用の監査に関する規範の改正

- 1. 1993 年 12 月 10 日法律第 515 号第 12 条第 1 項において、「各議院の議長に対し、その就任後 45 日以内に、続く会計検査院への送付のために」の語を「会計検査院に対し、各議院の就任後 45 日以内に」に改める⁽⁶⁷⁾。

(58) 1981 年 11 月 18 日法律第 659 号第 1 条及び第 3 条第 2 項から第 6 項までは、州議会選挙及び欧州議会選挙の選挙費用補助並びに当該補助の配分方法等に関する規定であった。

(59) 1985 年 8 月 8 日法律第 413 号第 1 条は、国会議員選挙及び欧州議会選挙に対する選挙費用補助を 300 億リラ（約 24 億 6300 万円）、州議会選挙に対する選挙費用補助を 400 億リラ（約 32 億 8400 万円）に増額する規定であった。

(60) 1993 年 12 月 10 日法律第 515 号第 9 条を始め、ここで削除された条項は、主として上院選挙、下院選挙及び欧州議会選挙の選挙費用償還（補助）の配分方法に関する規定であった。

(61) 1995 年 2 月 23 日法律第 43 号第 6 条は、州議会選挙に対する選挙費用補助の総額及び配分方法等に関する規定であった。

(62) 1999 年 6 月 3 日法律第 157 号第 1 条第 1 項を始め、ここで削除された条項は、1999 年に導入された下院、上院、欧州議会及び州議会の各選挙に対する選挙費用償還に関する規定並びに当該償還の少なくとも 5% を女性の政治への積極的な参加を増進することを目的とした取組に割り当てるものとする規定であった。

(63) 2012 年 7 月 6 日法律第 96 号第 1 条を始め、ここで削除された条項は、2012 年に行われた選挙費用償還の見直し及びマッチング・ファンドの導入に関する規定であった。

(64) 1986 年 12 月 22 日大統領令第 917 号第 15 条第 1 項の 2 に関しては、前掲注 (41) を参照。

(65) 改正前の 1986 年 12 月 22 日大統領令第 917 号第 78 条第 1 項は、「第 73 条第 1 項 a 号及び b 号に規定する会社及び法人であって、公の参加があるか、若しくはイタリア若しくは国外の規制市場でその株式が取引されている法人でないもの、当該主体を直接的若しくは間接的に支配しているか、当該主体により支配されているか、又は当該主体を支配している会社若しくは法人によって支配されている会社及び法人でないものに限り、第 15 条第 1 項の 2 に規定する政党及び政治団体に対する 51.65 ユーロから 103,3291.38 ユーロまでの金銭による自由寄附のための負担並びに第 15 条第 1 項 i 号の 3 に規定する負担の 19% に相当する額を税総額から控除する」と規定していた（下線部が削除された箇所）。

(66) 1986 年 12 月 22 日大統領令第 917 号第 73 条第 1 項 a 号及び b 号に関しては、前掲注 (42) を参照。

2. 2012 年 7 月 6 日法律第 96 号第 13 条第 7 項⁽⁶⁸⁾において、「州監査事務局」の語の前に「に設けられた部会」[の語]を置く。

第 15 条 政党若しくは政治団体の会計責任者又はこれに類する職務を行う主体の資産及び収入の状況の公開に関する 2012 年 7 月 6 日法律第 96 号第 12 条の改正

1. 2012 年 7 月 6 日法律第 96 号第 12 条⁽⁶⁹⁾を次のとおり改める。

「第 12 条 政党若しくは政治団体の会計責任者又はこれに類する職務を行う主体の資産及び収入の状況の公開

1. 1982 年 7 月 5 日法律第 441 号の規定は、共和国上院又は下院に少なくとも 1 名の選出議員を有する政党又は政治団体の会計責任者又はそれに類する職務を行う者及び政党において、その名称にかかわらず、全国的な責任者又は代表者、全国的な政治指導機関の構成員、全国的な議決機関又は保障機関の議長の役割を担う者に適用される。

2. 第 1 項に規定する主体が前述の 1982 年法律第 441 号第 1 条⁽⁷⁰⁾に規定する役職のいずれかに就いていない場合、同 1982 年法律第 441 号第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号⁽⁷¹⁾に規定する申告書は、政党又は政治団体が当選者を有する議会期⁽⁷²⁾の全期間、共和国上院議長府に提出するものとする。」

第 16 条 政党及び政治団体に対する給与保障特別給付及び関連保険料〔提出〕義務並びに連帯協約に関する規定の拡大

1. 2014 年 1 月 1 日から、1984 年 12 月 19 日法律第 863 号〔「雇用水準の支援及び上昇のための緊急措置に関する 1984 年 10 月 30 日緊急法律命令第 726 号の修正を伴う法律への転換」〕により修正とともに〔法律に〕転換された 1984 年 10 月 30 日緊急法律命令第 726 号〔「雇用水準の支援及び上昇のための緊急措置」〕に定める給与保障特別給付及び関連保険料〔提出〕義務並びに連帯協約⁽⁷³⁾に関する規定は、制定後の改正を経た 1999 年 6 月 3 日法律第 157 号に定める政党及び政治団体並びにその各地域の支部に対して、職員の数にかかわらず、第 2 項に規定する支出の限度内で〔適用範囲を〕拡大するものとする。

(67) この改正前は、下院又は上院の選挙に参加した政党等の代表者が選挙運動費用等に関する決算を各議院の議長に提出し、各議院の議長が当該決算を会計検査院に送付することになっていた。これに対して、改正後は、政党等の代表者が、決算を会計検査院に提出することになった。

(68) この改正により、2012 年 7 月 6 日法律第 96 号第 13 条第 7 項の第 1 文は、「政党、政治団体及び候補者名簿が選挙費用の決算を提出しなかった場合、会計検査院の州監査事務局に設けられた部会」は、5 万ユーロから 50 万ユーロまでの過料を適用する」と改められた（下線部が加えられた箇所）。

(69) 改正前の 2012 年 7 月 6 日法律第 96 号第 12 条は、「1982 年 7 月 5 日法律第 441 号に定める資産及び収入の状況の公開に関する規定は、公選職に就いていない政党又は政治団体の会計責任者又はそれに類する職務を行う者にも可能な限りにおいて適用する」と規定していた。

(70) 1982 年 7 月 5 日法律第 441 号第 1 条は、①上院議員及び下院議員、②首相、大臣、副大臣及び政務次官、③州議会議員及び州政府の構成員、④県議会議員及び県政府の構成員、⑤県庁が所在するコムーネ又は人口 1 万 5000 人以上のコムーネの議会議員、⑥イタリア選出の欧州議会議員を列挙している。

(71) 1982 年 7 月 5 日法律第 441 号第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号は、不動産及び公簿に記載された動産に関する物権、会社の株式、会社の持株、会社の取締役又は監査役としての職責に関する申告書並びに個人所得税の課税対象となる所得に関する直近の申告書の写しを挙げている。

(72) 議会期は、選挙から次の選挙までの期間で、解散による繰上選挙が行われない限り 5 年間である。現在の第 19 議会期は、2022 年から開始されている。

(73) 連帯協約とは、人員削減の回避等のために労働時間の短縮を内容として、企業と労働組合の間で締結される協定を指す。当該協約により、各労働者の賃金は減少するが、雇用は確保される。芦田淳「イタリアにおける労働規制改革—就労における格差への対応—」『外国の立法』No.271, 2017.3, p.190. <<https://doi.org/10.11501/10317804>>

2. 第1項の実施のため、2014年度は1500万ユーロ、2015年度は850万ユーロ、2016年度からは年間1125万ユーロの支出を認めるものとし、当該支出は、第14条第1項b号及び第2項に定める規定の結果として利用可能となる資金の一部を使用することにより、措置するものとする。
3. この命令の施行日から30日以内に、経済及び財務大臣の同意を得て採択される労働及び社会政策大臣の命令は、この条の規定の実施方法、特に、第2項に基づいて定める支出限度額を遵守するために必要な基準及び手続について規律するものとする。

第17条 歳出の不使用分の国債償却基金への割当て

1. 第14条第1項b号及び第2項に定める規定の結果として利用可能となった資金のうち、この命令の第12条第4項及び第6項の3並びに第16条に規定する負担を賄うために使用されなかった分は、2003年12月30日大統領令第398号〔「公的債務に関する法令の規定の統一法」〕に定める公的債務に関する法令の規定の統一法第44条第1項に規定する国債償却基金⁽⁷⁴⁾に割り当てる。
2. 経済及び財務大臣は、その〔経済及び財務大臣〕命令により、この命令の実施に必要な予算の変更を行う権限を有する。

第17条の2 政党の規約の保障並びに収支決算書の透明性及び監査に係る委員会の裁判における代理、弁護及び補助

1. 委員会の裁判における代理、弁護及び補助は、国事弁護院⁽⁷⁵⁾が行う。可能な限りにおいて、1933年10月30日勅令第1611号〔「国の裁判における代表及び弁護並びに国事弁護院の制度に関する法律及び法的規範の統一法の承認」〕に定める統一法を適用する。

第18条 末尾規定

1. この命令のために、政党とは、第10条第1項a号に規定する機関の選挙において自らの象徴の下に候補者を提示した政党、政治団体及び政治集団並びに同第10条第2項に規定する政党及び政治団体をいう。
- 1-2. この命令のために、データの公開性及びアクセシビリティを保障するため、当該データは、2005年3月7日立法命令第82号に定めるデジタル行政法典第68条第3項⁽⁷⁶⁾に規定する形式によっても、義務付けられた政党により提供される。

第19条 施行

1. この命令は、イタリア共和国官報に掲載された日に発効し、及び法律への転換のために両議院に提出される。

(あしだ じゅん)

(74) 1993年10月27日法律第432号「国債償却基金の創設」によりイタリア銀行に設けられた国庫省の口座で、流通する国債の残高を償還又は買戻しによって減少させることを目的としている。“Fondo per l'ammortamento dei titoli di Stato.” Dizionari Simone website <<https://dizionari.simone.it/6/fondo-per-ammortamento-dei-titoli>>

(75) 国事弁護院は、国内裁判及び国際裁判において国家行政機関を法的に代理し、かつ、その弁護を行う機関である。

(76) 2005年3月7日立法命令第82号第68条第3項はデジタル行政法典上のオープンデータ形式及びオープンデータの定義を設けるものであったが、2017年の改正により削除され、当該定義自体は規定の一部見直しとともに同命令第1条第1項に改めて設けられた。